

**第 3 期大洗町地域福祉計画 ・**  
**第 2 期大洗町地域福祉活動計画**  
**(令和 3 年度～令和 7 年度)**

令和 3 年 12 月  
大洗町 ・ 大洗町社会福祉協議会



# はじめに

近年、わが国においては、人口減少や少子高齢化、核家族化等の社会変化に伴い、地域のつながりが希薄化し、従来から地域にあった助け合い・支え合いの機能が弱まってきております。また、ひきこもりや 8050 世帯、ダブルケア、制度の狭間にあるケース等地域の課題は多様化・複合化しており、行政の対応だけでは解決できない様々な課題が山積しております。このような中、住民や地域の多様な主体が積極的に参画し、世代や分野を超えてお互いに助け合い・支え合い、共生していける社会を目指す「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。



本町では、令和 3 年 9 月に策定した、まちづくりの最上位計画「第 6 次大洗町総合計画」において、「幸せ無限大・不幸ゼロのまち大洗」を将来都市像とし、その中で地域福祉の目指す姿として「誰もが“わがごと”の意識を持つことで地域内で課題を解決することができるまちづくり」を掲げたところです。

この度、本町の地域力の向上と地域福祉の推進をこれまで以上に円滑に進めていくため、本町と大洗町社会福祉協議会が協働で「第 3 期大洗町地域福祉計画・第 2 期大洗町地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画では「自分たちの手で織りなそう 安心して健やかに暮らせるまち 大洗」を基本理念とし、住民が主体的な活動で対応する「自助」や行政が行う公的なサービスである「公助」に加え、地域団体や住民と行政が相互に協力し合いながら取り組む「互助」「共助」を推進し、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送ることができるまちを目指します。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に盛り込み、成年後見制度の利用促進に係る体制整備を進め、周知啓発や利用支援、相談体制整備、関係機関との連携等に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメント等においてご意見・ご協力をいただきました多くの住民や関係団体の皆様、また、貴重なご意見・ご提言をいただきました「大洗町地域福祉計画及び大洗町地域福祉活動計画策定委員会」の委員の皆様方に心から感謝を申し上げます。

大洗町長

社会福祉法人大洗町社会福祉協議会 会長

田井豊

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 地域福祉とは .....	1
第2節 計画策定の背景 .....	2
(1)策定の趣旨 .....	2
(2)地域福祉計画と地域福祉活動計画.....	3
第3節 関連施策の動向 .....	4
(1)国の動向.....	4
<b>第2章 計画策定の基本事項</b> .....	<b>8</b>
第1節 計画の位置付けと法的根拠.....	8
(1)計画の役割と法的根拠.....	8
(2)上位計画及び関連計画との整合性.....	10
(3)計画の期間.....	11
第2節 計画の策定方法及び周知.....	12
(1)策定の体制 .....	12
(2)住民意見・当事者意見の把握 .....	12
(3)計画の周知.....	12
<b>第3章 福祉を取り巻く状況と調査結果の概要</b> .....	<b>13</b>
第1節 大洗町の概況.....	13
(1)人口の推移と構成 .....	13
(2)年齢5歳階級別人口 .....	15
(3)要支援・要介護認定者数の推移 .....	16
(4)障害者の状況.....	17
(5)世帯構成 .....	20
(6)成年後見制度の利用者 .....	24
(7)大洗町社会福祉協議会と連携する地域福祉関連団体.....	25
第2節 住民アンケート調査の実施 .....	28
(1)調査の実施 .....	28
(2)結果の概要.....	28
第3節 団体アンケート調査の実施 .....	35
(1)調査の実施 .....	35
(2)結果の概要.....	35

<b>第4章 基本理念及び施策の展開</b> .....	<b>38</b>
第1節 基本理念と基本目標.....	38
(1)基本理念の設定.....	38
(2)基本目標の設定.....	39
(3)施策の体系.....	40
第2節 推進体制の確保.....	41
(1)推進体制の構築.....	41
<b>第5章 目標別の施策の展開</b> .....	<b>42</b>
基本目標1 安全・安心して暮らせるまちづくり.....	42
具体的施策1 地域ぐるみでの防災・防犯体制の構築.....	43
具体的施策2 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画).....	46
具体的施策3 総合的な相談支援と情報提供の充実.....	53
具体的施策4 福祉環境の充実.....	57
基本目標2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり.....	60
具体的施策1 地域における健康づくり・介護予防の促進.....	61
具体的施策2 自立した生活の支援.....	63
具体的施策3 社会参加・生きがいづくり.....	65
基本目標3 支え合い・ふれあいのあるまちづくり.....	67
具体的施策1 地域福祉の意識づくり.....	68
具体的施策2 地域における支え合い・見守り体制の充実.....	70
具体的施策3 ボランティア活動の支援・活性化.....	73
具体的施策4 関係機関との連携強化.....	75
<b>第6章 策定に係る資料</b> .....	<b>77</b>
第1節 策定協議・検討に係る資料.....	77
(1)大洗町地域福祉計画及び大洗町地域福祉活動計画策定委員会.....	77
(2)協議経過.....	81



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 地域福祉とは

地域福祉の「福祉」という言葉の意味はどのようなものでしょうか。

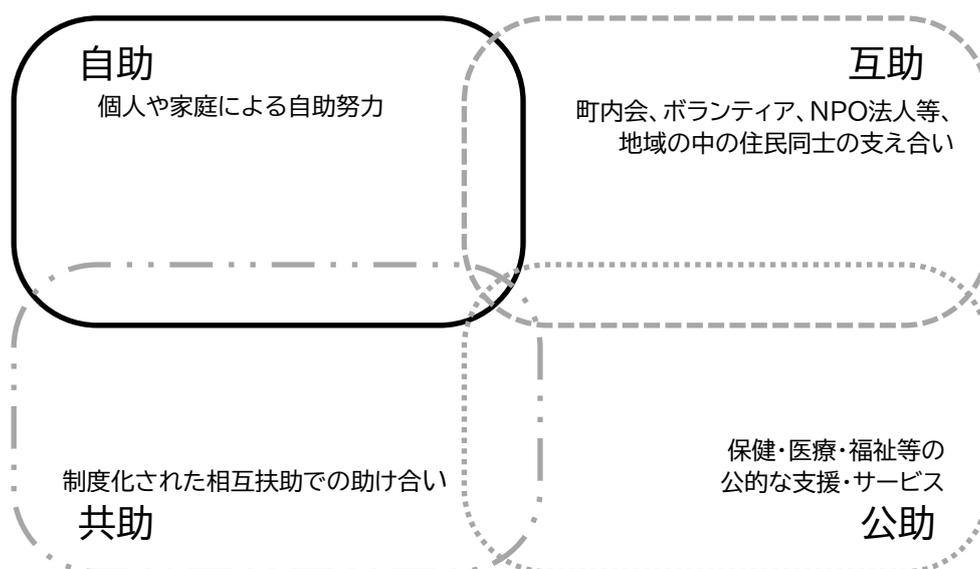
「福祉」とは、高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉等といった対象者ごとに分かれた「行政等によるサービスの提供」や「一部の困っている方に対する支援」だけではなく、全ての方に等しくもたらされるべき「幸せ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変化等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけではなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

そのため、まずは個人や家族で解決する「自助」、個人や家族内で解決できない問題を地域住民同士やボランティア等の活動で解決する「互助」、さらに、介護保険や医療保険、年金等の社会保障制度等の相互扶助による「共助」、地域で解決できない問題を行政が解決する「公助」という4つの視点が重要となっています。

この「自助」「互助」「共助」「公助」を踏まえた地域の助け合いによる福祉が、地域福祉です。

4つの「助」(自助・互助・共助・公助)のイメージ図



## 第2節 計画策定の背景

### (1) 策定の趣旨

---

わが国の人口は平成 20 年をピークとして、それ以降は減少に転じています。その背景には少子高齢化という人口構造の変化がありますが、大洗町（以下「本町」という。）においても団塊世代が高齢者人口に達した平成 24 年に高齢化率が大きく上昇し、超高齢社会を迎えています。また、病気や障害、経済的事情等により支援を必要とする方も増加しています。

これらの人々は、かつては家族や地域内での相互の助け合いによって支えられていましたが、現代社会においては家族や地域内における人間関係が希薄化したことにより、助け合いの仕組みの構築が困難な状況になっています。また、ライフスタイルが多様化し、価値観が複雑化した現代では、ひきこもりや制度の狭間にあるケース等新たな問題が発生しています。それに伴い、地域福祉のニーズは年々拡大、かつ多様化しており、従来の行政主体の支援だけでは対応しきれない状況となっています。

本町においても少子高齢化の傾向は継続し、地域のコミュニティ意識が希薄化していることから、高齢者を中心とした生活支援を必要とする方々の増加が予想されます。

そこで、このような新たな問題に対処し、拡大した福祉ニーズへ対応するためには、行政による「公助」のみではなく、「自助」「互助」「共助」が不可欠であり、これらが一体となった重層的な福祉政策を推進していく必要があります。

住民が互いに支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、本町と大洗町社会福祉協議会では、町全体の地域福祉を促進するための指針として「第3期大洗町地域福祉計画・第2期大洗町地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

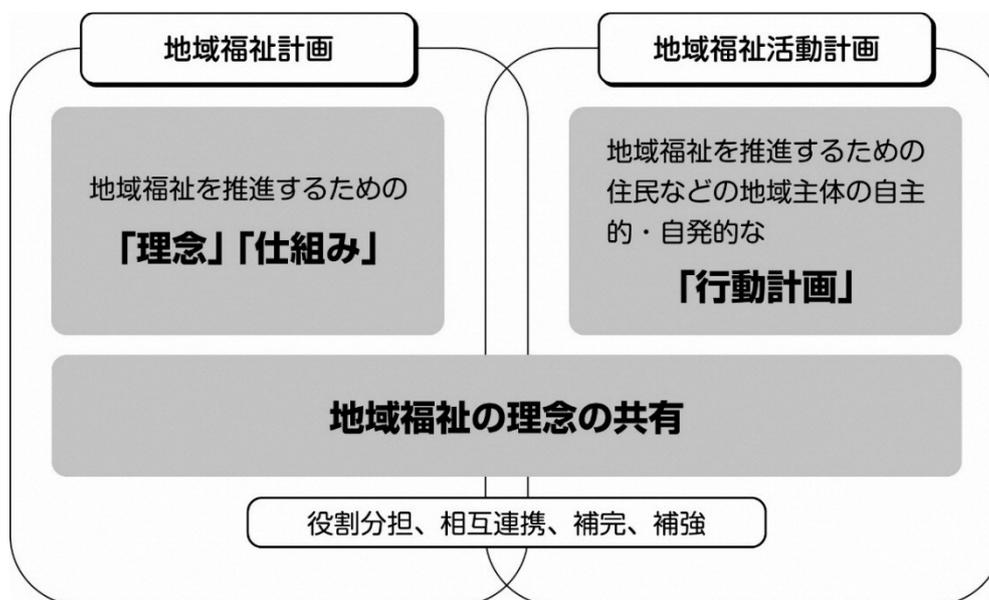
地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況等を共有し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げながら、それぞれの立場において役割を担い、相互に連携することで、福祉の両輪として本町の地域福祉を進展させていくための計画となります。

国では、「地域共生社会」の実現に向けて、「地域課題の解決力の強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「専門人材の機能強化・最大活用」を掲げています。この実現のためには、地域住民の暮らしと生きがいを生み、地域をともにつくっていく社会の形成が必要となります。

そのため、本計画においては、住民や地域の多様な主体が、地域社会の課題を主体的に解決するために参画できる仕組みを構築していくことが求められることから、本町においても、国の動向を踏まえながら「地域共生社会」の実現を目指します。

なお、本計画は、地域の様々な生活課題の解決を図るための具体的な仕組みや取り組みを定めるもので、自助・互助・共助・公助の概念のもと、行政運営の方針であると同時に、住民、町内会等の地域団体、事業者、関係機関等にとって、活動を推進する上での基本的な指針となります。

### ■ 本計画の関連イメージ



## 第3節 関連施策の動向

### (1) 国の動向

#### ① 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すものです。国は、「地域課題の解決力の強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「地域丸ごとつながりの強化」「専門人材の機能強化・最大活用」を地域共生社会の実現に向けた改革の骨格に掲げ、地域共生社会の実現に向けて取り組むこととしています。

#### ② 分野別政策の動向

各分野における国の主な動きは、以下のとおりです。

##### ■ 地域福祉に関する国の主な動き

	動向	内容
平成12年	社会福祉法の改正	「社会福祉事業法」から名称変更し、主な内容のひとつに「地域福祉の推進」を掲げており、市町村地域福祉計画の策定について明文化されました。
平成24年	厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」	増加する孤立死の対策として、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援を行うにあたって、関係部局・機関との連携を深め、個人情報の取り扱いに留意しながら、地域の実情に応じて、より有効と考えられる方策等を積極的に推進するよう通知が出されました。
平成25年	災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行	高齢者、障害のある人等の災害時の避難に特に配慮を要する者についての名簿の作成と関係者への情報提供等が盛り込まれました。
平成26年	厚労省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」	社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を受けて、生活困窮者への支援を行う生活困窮者自立支援法が平成25年に制定されました。これを踏まえ、地域福祉を拡充していくことが重要であることから、生活困窮者自立支援方策を市町村地域福祉計画等に盛り込むよう通知が出されました。
平成27年	生活困窮者自立支援法の施行	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるために施行されました。
平成28年	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の相談支援体制の整備を実現化するために設置されました。
平成28年	社会福祉法の改正	「社会福祉法人制度の改革」と「福祉人材の確保の促進」を主として改正されました。

	動向	内容
平成 28年	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行	「成年後見制度の理念の尊重」「地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進」「成年後見制度の利用に関する体制の整備」を基本理念とし、利用促進委員会等の設置により、利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に施行されました。また、平成29年3月24日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。
平成 29年	厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」	社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針に関する補足説明、社会福祉法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン等について、通知が出されました。
令和 元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべきであるとの提言がなされました。
令和 3年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行	生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に整備することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づいて事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

#### ■ 高齢者福祉に関する国の主な動き

	動向	内容
平成 27年	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行	在宅医療・介護連携の推進等の地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）を地域支援事業に移行し多様化すること、低所得者の保険料軽減を拡充すること、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げること等、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的に改正されました。
平成 30年	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行	自己負担2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とすることや、介護納付金への総報酬割の導入等、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的に改正されました。
令和 3年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行	持続可能で質の高い介護保険サービスの提供に向けて、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援や、地域の特性に応じた認知症施策、介護サービス提供体制の整備等の推進等、介護保険制度の内容が改正されました。

■ 障害者福祉に関する国の主な動き

	動向	内容
平成 23 年	障害者基本法の改正	障害者施策の推進を図るため、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者があらゆる分野において、分け隔てられることなく他者と共生することができる社会の実現等が新たに規定されました。
平成 26 年	障害者権利条約の批准	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約として、国では平成 19 年に署名し、平成 26 年に批准しました。
平成 28 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として施行されました。
平成 30 年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行	「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」を基本理念に、公共交通施設・建築物等のバリアフリー化や心のバリアフリー等を推進し、高齢者、障害者、子育て世代等、全ての人々が安心して生活・移動できる環境の実現を目的に改正されました。
平成 30 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行	障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を目的に改正されました。
平成 30 年	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	文化芸術活動を通じた障害者の社会参加の促進のため、障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大や、文化芸術の作品等の発表の機会の確保等を目的として施行されました。
令和 元年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行	視覚障害者等の読書環境整備の総合的かつ計画的な推進を目的として施行されました。

■ 子ども・子育てに関する国の主な動き

	動向	内容
平成 26年	子どもの貧困対策の 推進に関する法律の施行	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として施行されました。
平成 27年	子ども・子育て関連3法の 施行	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとして施行されました。
令和 元年	子ども・子育て支援法の一部 を改正する法律の施行	総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じるため改正されました。
令和 2年	少子化社会対策大綱の 策定	「希望出生率 1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子どもを持てる社会をつくることを目標に策定されました。

■ 健康に関する国の主な動き

	動向	内容
平成 28年	自殺対策基本法の改正	自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止や自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現への寄与を目的として改正されました。
平成 29年	自殺総合対策大綱の 閣議決定	地域レベルの実践的な取り組み内容の更なる推進や若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の更なる推進、自殺死亡率を先進諸国の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに平成27年比で30%以上減少させることを目標に掲げています。
平成 30年	健康日本21（第二次） 中間評価報告書	平成25年度から始まった「健康日本21（第2次）」の中間年にあたる平成29年度より中間評価が進められ、報告書として取りまとめられました。その結果、全体の約6割が改善傾向にあるものの、最終目標への到達が危ぶまれるものや悪化しているものも中にはあり、今後も社会環境の整備に関する取り組みをより一層推進し、個人の生活習慣の改善やそれによる生活習慣病の発症・重症化予防の徹底につなげ、最終目標である健康寿命の延伸や健康格差の縮小につなげることを目指しています。
令和 2年	健康増進法の一部を改正す る法律の全面施行	平成30年に公布された改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図るため、禁煙対策が強化されました。平成31年から順次施行され、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関における敷地内禁煙が進められました。令和2年にはそれ以外の施設も対象とし、原則屋内禁煙となりました。
令和 3年	第4次食育推進基本計画 の策定	生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、持続可能な食を支える食育の推進、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進、の3つを重点事項としています。

## 第2章 計画策定の基本事項

### 第1節 計画の位置付けと法的根拠

#### (1) 計画の役割と法的根拠

本計画の法的根拠等については、以下のとおりです。

##### ① 地域福祉計画〔市町村〕

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定により、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされ、また、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、その他福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置付けられました。

##### 社会福祉法 抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

また、本計画には、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）第 14 条に規定する「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村基本計画）」が含まれます。

#### 成年後見制度利用促進法 抜粋

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、（国の定める）成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## ② 地域福祉活動計画〔市町村社会福祉協議会〕

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第 109 条の規定による民間組織である社会福祉協議会が、住民やボランティア、NPO 法人、福祉事業所等と連携しながら福祉課題の解決を目指し、地域福祉を推進するための行動計画です。

#### 社会福祉法 抜粋

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

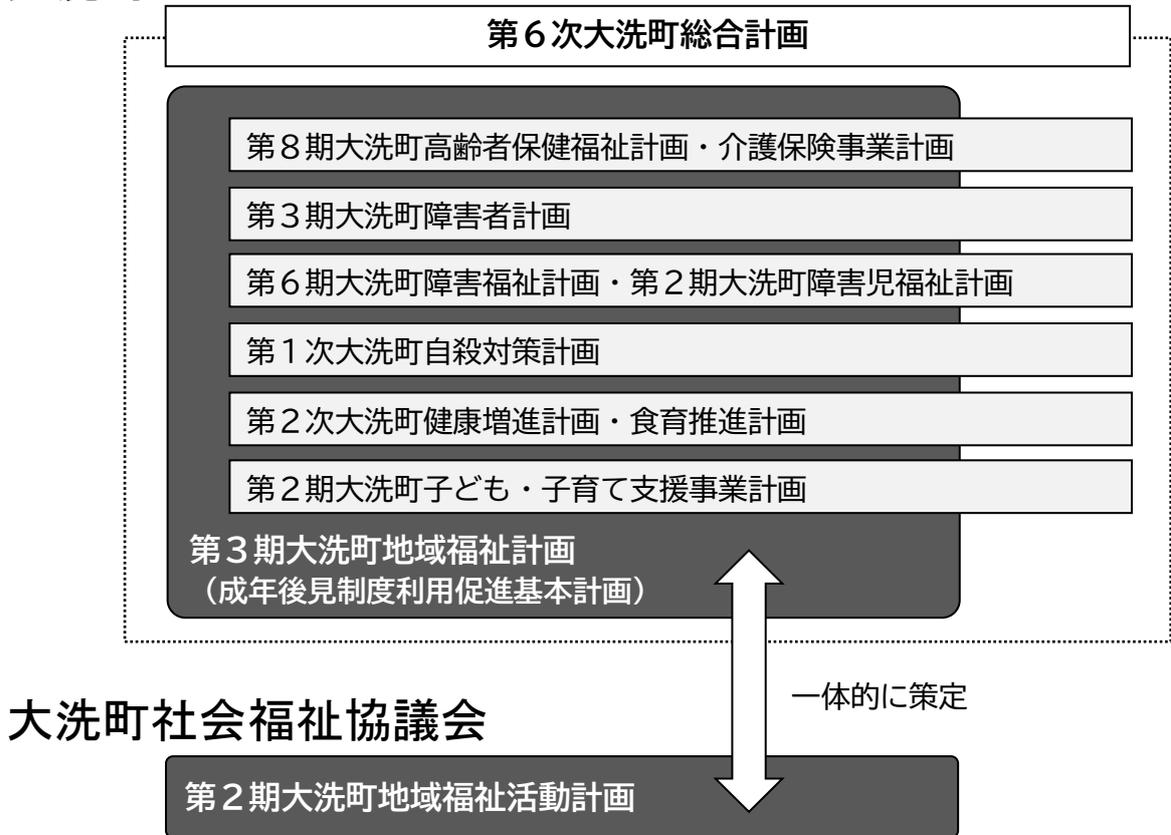
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## (2) 上位計画及び関連計画との整合性

「第3期大洗町地域福祉計画」は、「第6次大洗町総合計画」を上位計画として位置付け、「誰もが“わがごと”の意識を持つことで地域内で課題を解決することができるまちづくり」に向けて取り組んでいきます。

また、施策の推進にあたっては、大洗町社会福祉協議会による「第2期大洗町地域福祉活動計画」と一体的に策定することで、同じ理念や方向性のもと、地域福祉を円滑に推進し、住民のより幸せな暮らしの実現を目指していきます。

### 大洗町



### (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とし、必要に応じて見直すものとします。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
総合計画	第5次		第6次				
地域福祉計画	第2期		第3期				
地域福祉活動計画	第1期		第2期				
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第7期		第8期			第9期	
障害者計画	第3期					第4期	
障害福祉計画	第5期		第6期			第7期	
障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期	
自殺対策計画			第1次				第2次
健康増進計画 食育推進計画	第1次		第2次				
子ども・子育て支援 事業計画	第1期	第2期					第3期

## 第2節 計画の策定方法及び周知

### (1) 策定の体制

---

庁内において関係各課との調整、基本理念・目標・事業量の設定、また、外部有識者による施策・事業等の調整を行いました。

#### ▶ 策定に係る作業事務局の設置【素案作成】

計画策定作業等の作業事務局は、福祉課が処理し、大洗町社会福祉協議会とともに事業内容を精査した。

#### ▶ 関係各課による調整【素案検討・調整】

関係各課との施策の調整、基本理念・目標（案）の設定、施策等の検討・課題の整理を行い、横断的な施策の検討を行った。

#### ▶ 大洗町地域福祉計画及び大洗町地域福祉活動計画策定委員会の設置【素案協議・決定】

計画の策定にあたり、住民参加の推進を図る観点から住民代表、学識経験者及び関係機関代表等で構成する大洗町地域福祉計画及び大洗町地域福祉活動計画策定委員会を設置し、策定委員会を4回開催した。

### (2) 住民意見・当事者意見の把握

---

次のとおり実施し、意見や要望等を収集する機会を設けました。

なお、意見は基礎資料として策定における検討に取り込みました。

#### ▶ アンケート調査の実施（住民・地域関係団体）

本調査は、地域における地域福祉の現状、大洗町社会福祉協議会やサービスの認知度、町事業への意見等、現状での問題点や課題等を把握し、地域福祉の推進と地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の基礎資料とすることを目的として実施した。

#### ▶ 住民からの意見・要望の収集

パブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けた。

### (3) 計画の周知

---

町広報紙（広報おおあらい等）や町、大洗町社会福祉協議会のホームページに本計画を掲載し、住民に周知しました。

# 第3章 福祉を取り巻く状況と調査結果の概要

## 第1節 大洗町の概況

### (1) 人口の推移と構成

本町の人口は、平成27年以前より減少が続いており、令和2年で16,704人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口と生産年齢人口は減少しており、高齢者人口は増加傾向にあります。また、高齢者人口割合は平成28年に30.0%を超え、令和2年で32.6%と約3人に1人が高齢者となっています。

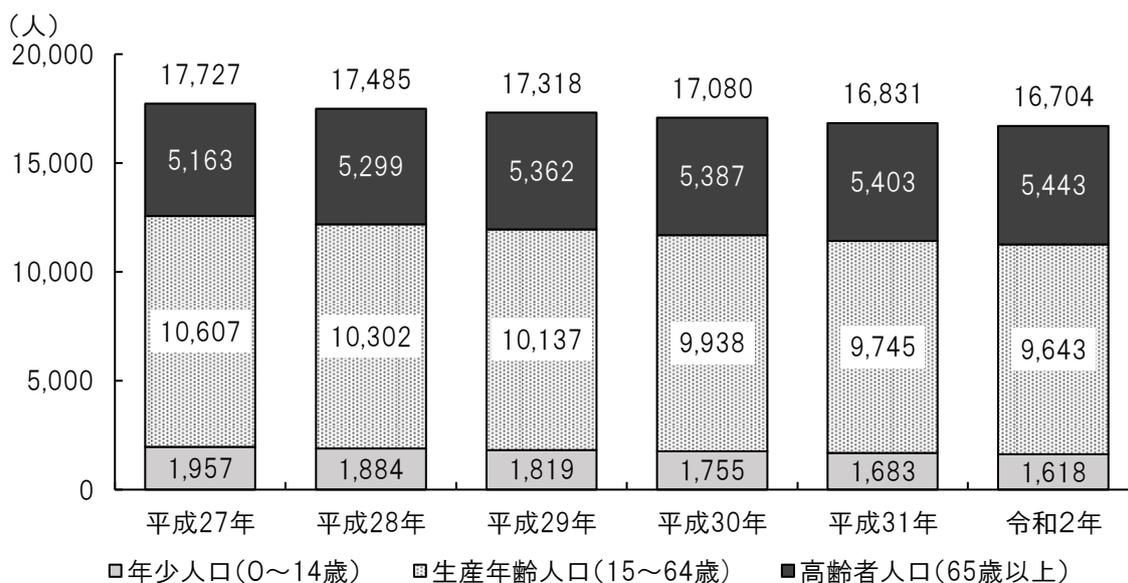
#### ■総人口と構成割合の推移

(単位：人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	17,727	17,485	17,318	17,080	16,831	16,704
年少人口(0~14歳)	1,957	1,884	1,819	1,755	1,683	1,618
生産年齢人口(15~64歳)	10,607	10,302	10,137	9,938	9,745	9,643
高齢者人口(65歳以上)	5,163	5,299	5,362	5,387	5,403	5,443
年少人口割合	11.0%	10.8%	10.5%	10.3%	10.0%	9.7%
高齢者人口割合	29.1%	30.3%	31.0%	31.5%	32.1%	32.6%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

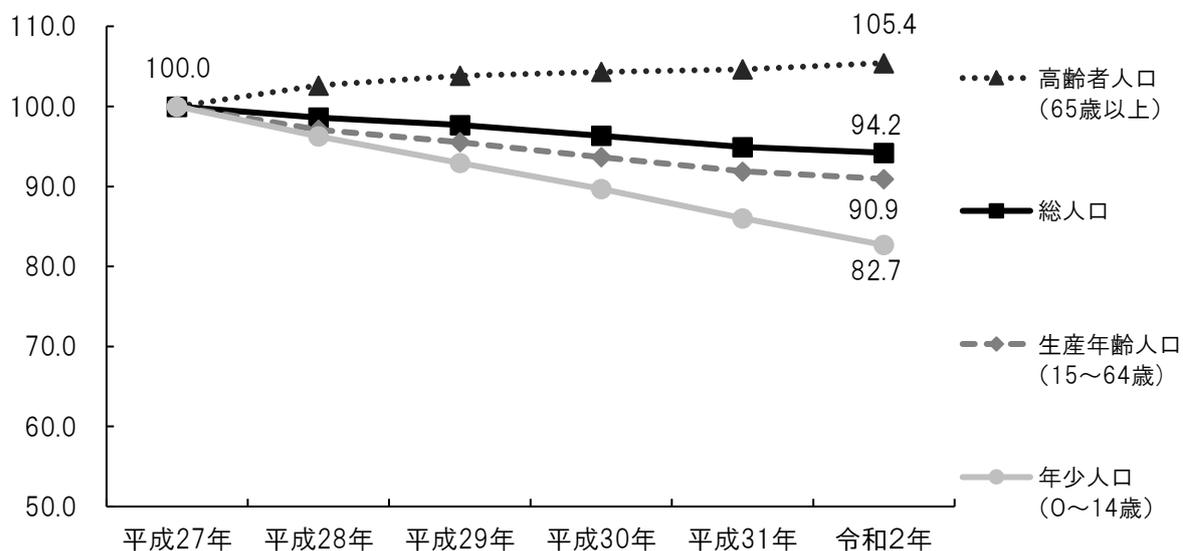
#### ■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

平成 27 年の値を 100 としたときの人口の推移についてみると、令和 2 年の総人口の指数は 94.2（実数で 1,023 人の減少）となっています。

■平成 27 年の値を 100 としたときの人口の推移



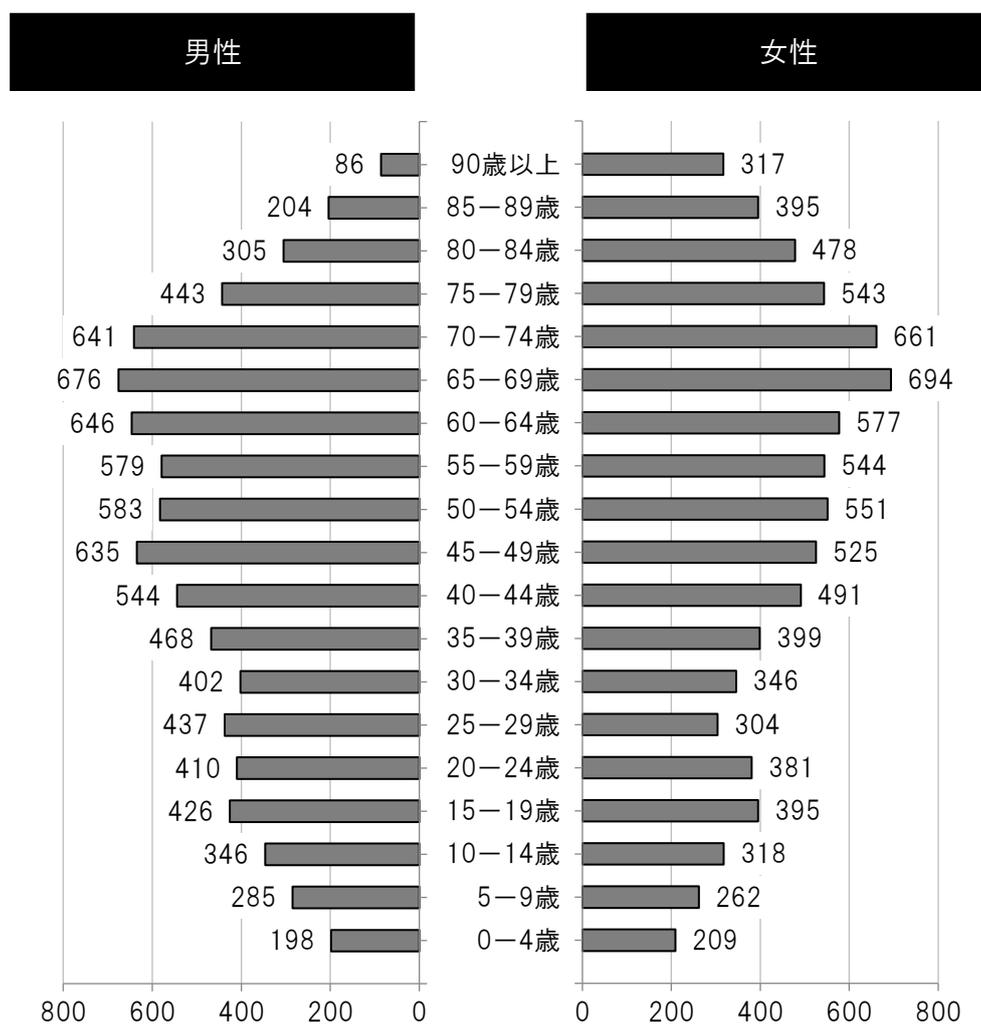
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

## (2) 年齢5歳階級別人口

令和2年4月1日現在の年齢5歳階級別人口は、男性では「65-69歳」が676人と最も多く、次いで「60-64歳」が646人、「70-74歳」が641人となっています。女性では「65-69歳」が694人と最も多く、次いで「70-74歳」が661人、「60-64歳」が577人となっています。

平成27年の人口ピラミッドと比較すると、よりつぼ型の形状になっており、少子高齢化が進行しています。

■ 令和2年4月1日現在の年齢5歳階級別人口ピラミッド

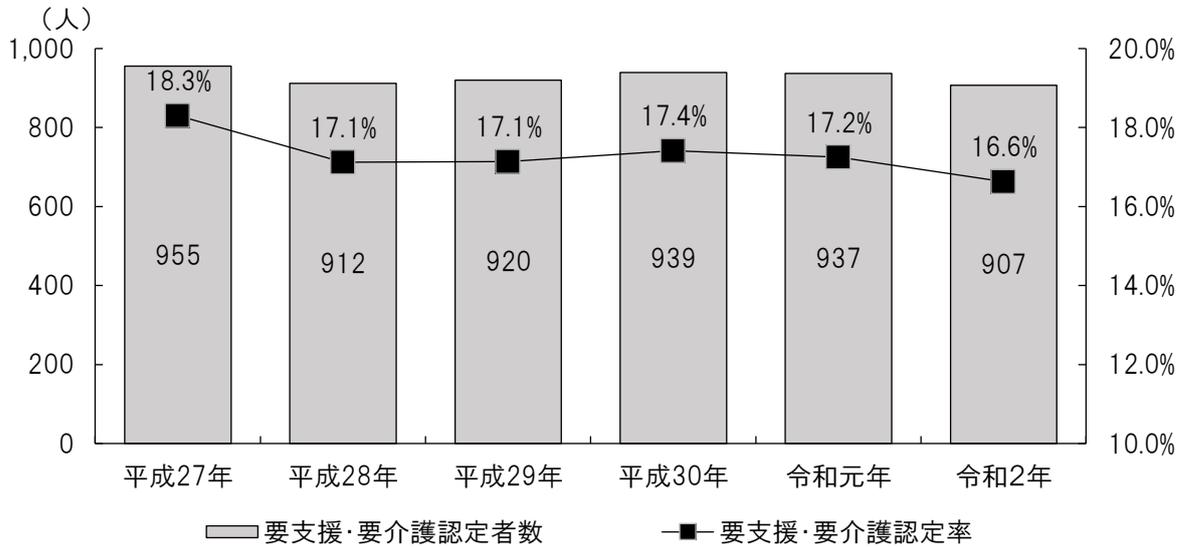


資料：住民基本台帳（令和2年4月1日現在）

### (3) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は、令和2年では907人、要支援・要介護認定率は16.6%と直近6年間の中で最も低くなっています。

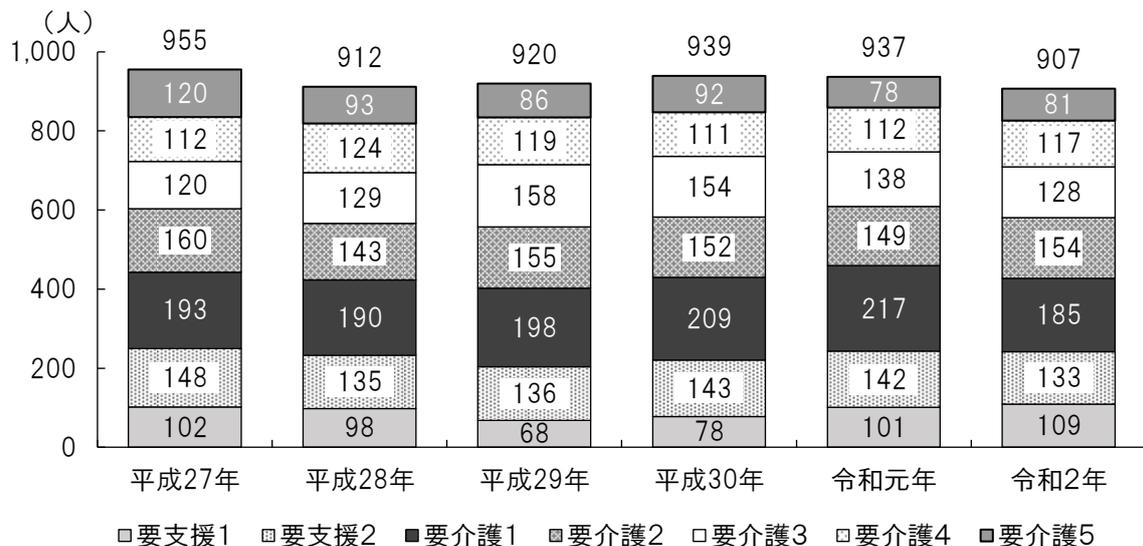
#### ■ 要支援・要介護認定者数及び要支援・要介護認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

要支援・要介護認定者を区分別にみると、令和2年では「要介護1」が185人と最も多く、次いで「要介護2」が154人、「要支援2」が133人となっています。また、平成27年と令和2年を比較すると、要介護5の減少率が高くなっています。

#### ■ 区分別要支援・要介護者数の推移

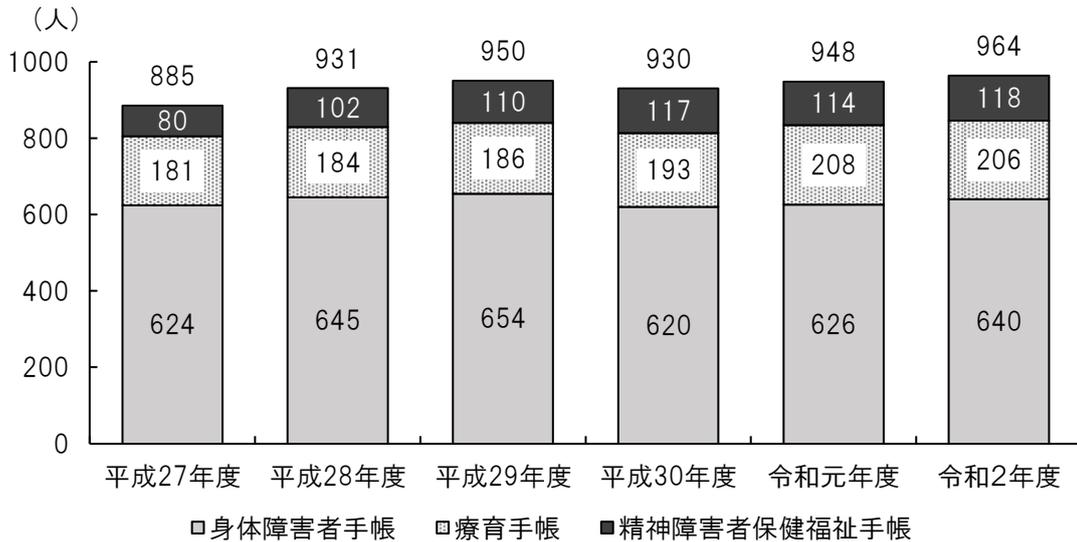


資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

## (4) 障害者の状況

障害者手帳所持者数は、概ね増加傾向にあり、令和2年で964人となっています。

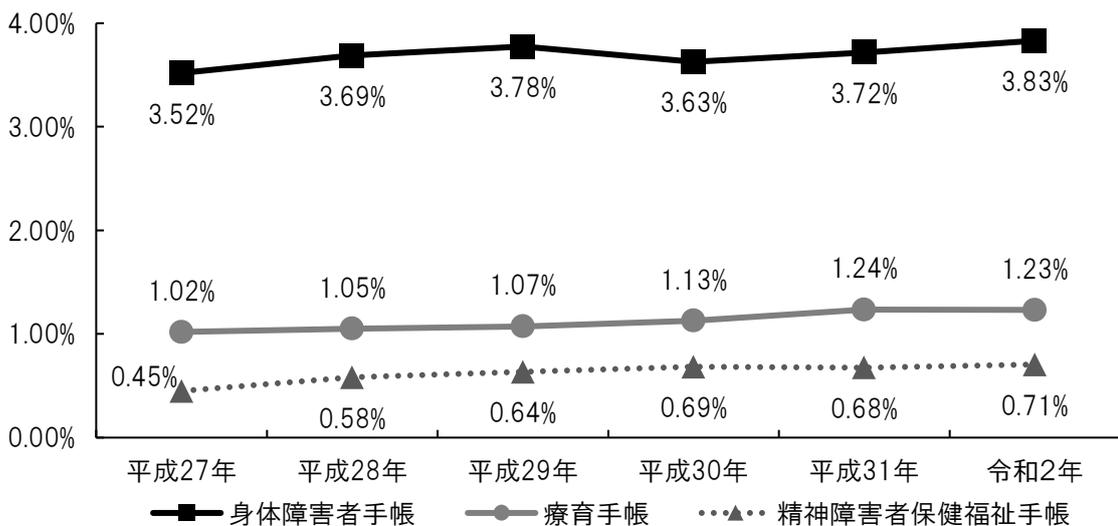
### ■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

各障害者手帳所持者の割合をみると、身体障害者手帳は、平成30年に低下しましたが、それ以降上昇しています。療育手帳は、令和元年まで上昇していましたが、令和2年にわずかに低下しました。精神障害者保健福祉手帳は、概ね上昇傾向にあります。

### ■ 各障害者手帳所持者の割合



資料：福祉課（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
手帳所持者数		624	645	654	620	626	640
	18 歳未満	8	7	6	6	6	6
	18 歳以上	616	638	648	614	620	634
対人口比		3.52%	3.69%	3.78%	3.63%	3.72%	3.83%
障 害 別 内 訳	視覚	39	40	42	40	38	40
	聴覚・平衡	45	50	51	44	45	50
	音声・言語	10	11	9	10	10	10
	肢体不自由	313	309	303	288	292	286
	内部(※)	217	235	249	238	241	254
等 級 別 内 訳	1級	209	223	234	212	223	234
	2級	84	87	86	79	84	83
	3級	122	122	125	123	121	121
	4級	155	154	150	149	144	145
	5級	26	27	27	27	25	24
	6級	28	32	32	30	29	33

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

■療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
手帳所持者数		181	184	186	193	208	206
	18 歳未満	42	39	35	31	40	36
	18 歳以上	139	145	151	162	168	170
対人口比		1.02%	1.05%	1.07%	1.13%	1.24%	1.23%
程 度 別 内 訳	㊤(最重度)	20	21	21	22	21	21
	A(重度)	56	57	57	59	62	62
	B(中度)	53	53	54	59	66	65
	C(軽度)	52	53	54	53	59	58

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(※) 内部

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫の各機能の障害のこと。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
手帳所持者数	80	102	110	117	114	118
1級	11	14	14	16	15	14
2級	45	57	69	70	65	74
3級	24	31	27	31	34	30
対人口比	0.45%	0.58%	0.64%	0.69%	0.68%	0.71%

資料：福祉課（各年4月1日現在）

■特定疾患医療受給者証・受診券交付者数の推移

(単位：人)

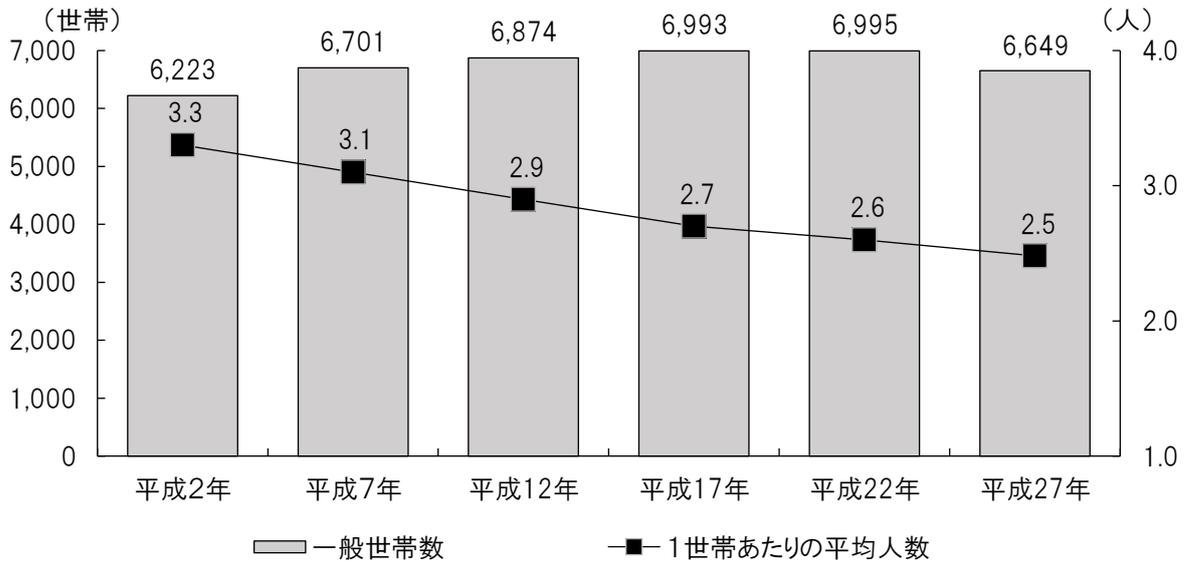
区 分	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
受給者証・受診券交付者数	122	121	128	109	109
指定難病	112	120	120	99	104
一般特定疾患	1	1	0	0	0
小児慢性特定疾患	9	0	8	10	5
対人口比	0.70%	0.70%	0.75%	0.65%	0.65%

資料：福祉課（各年4月1日現在）

## (5) 世帯構成

本町の一般世帯数は、平成 22 年まで増加していましたが、平成 27 年に減少に転じ、6,649 世帯となっています。1 世帯あたりの平均人数は減少し続けており、平成 27 年で 2.5 人となっています。

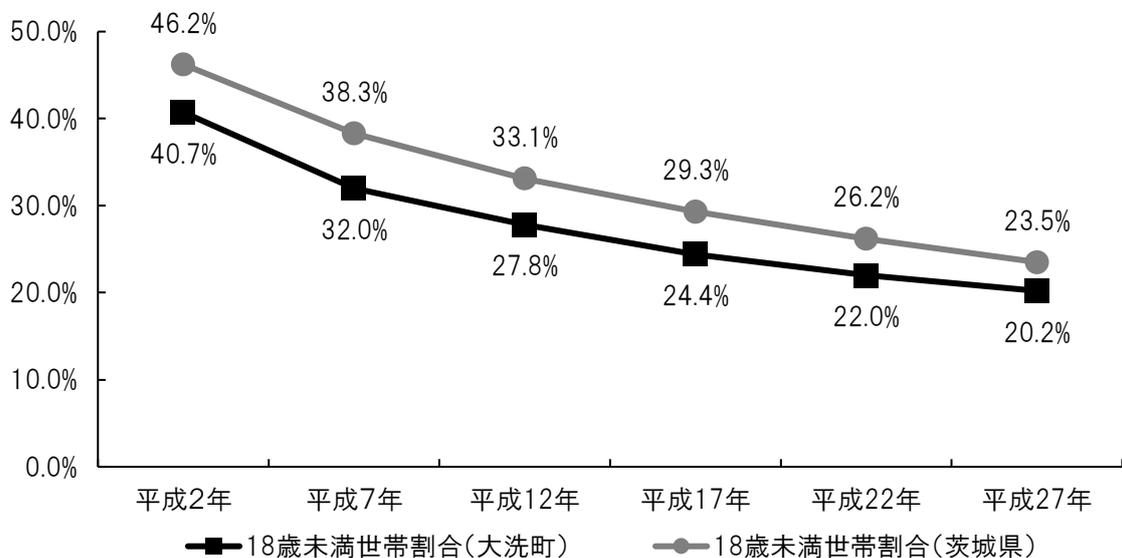
■ 一般世帯数及び 1 世帯あたりの平均人数の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

18 歳未満の子どもがいる世帯割合についてみると、低下が続いており、平成 27 年で 20.2%となっています。また、平成 2 年から平成 27 年まで県平均よりも低くなっています。

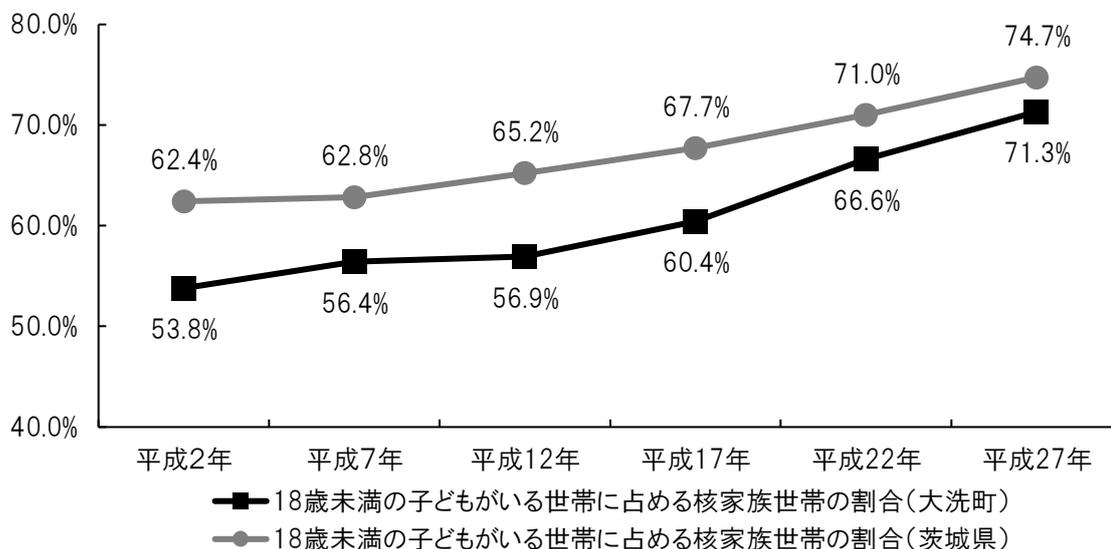
■ 18 歳未満の子どもがいる世帯割合の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合についてみると、上昇が続いており、平成27年で71.3%となっています。また、平成2年から平成27年まで、県平均よりも低くなっています。

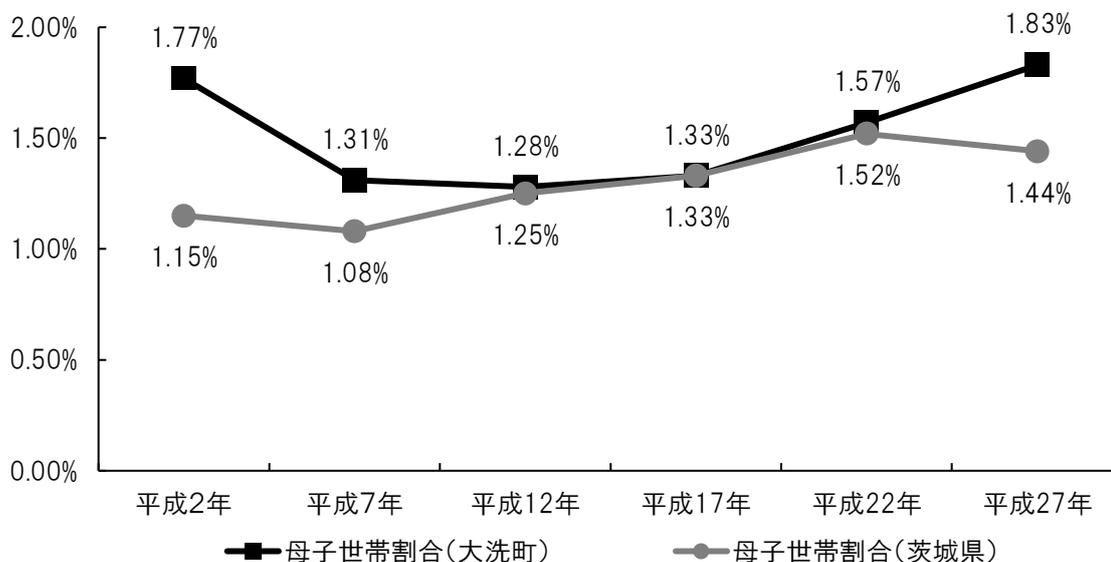
■ 18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

母子世帯割合についてみると、平成2年から平成12年までは低下、平成17年以降上昇傾向となっています。また、平成17年に県平均と並びましたが、以降差が広がっており、平成27年では本町が0.39ポイント高くなっています。

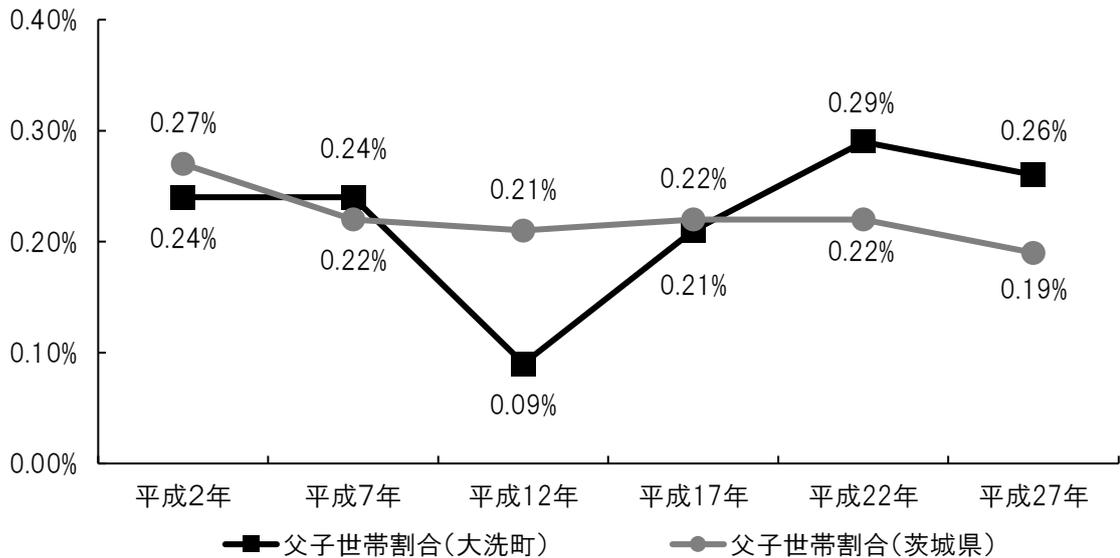
■ 母子世帯割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

父子世帯割合についてみると、平成 17 年以降上昇傾向にありましたが、平成 27 年にわずかに低下し 0.26%となっています。また、平成 2 年から平成 27 年まで、県平均を上回ったり下回ったりして推移していますが、平成 27 年では本町が県平均に比べて高くなっています。

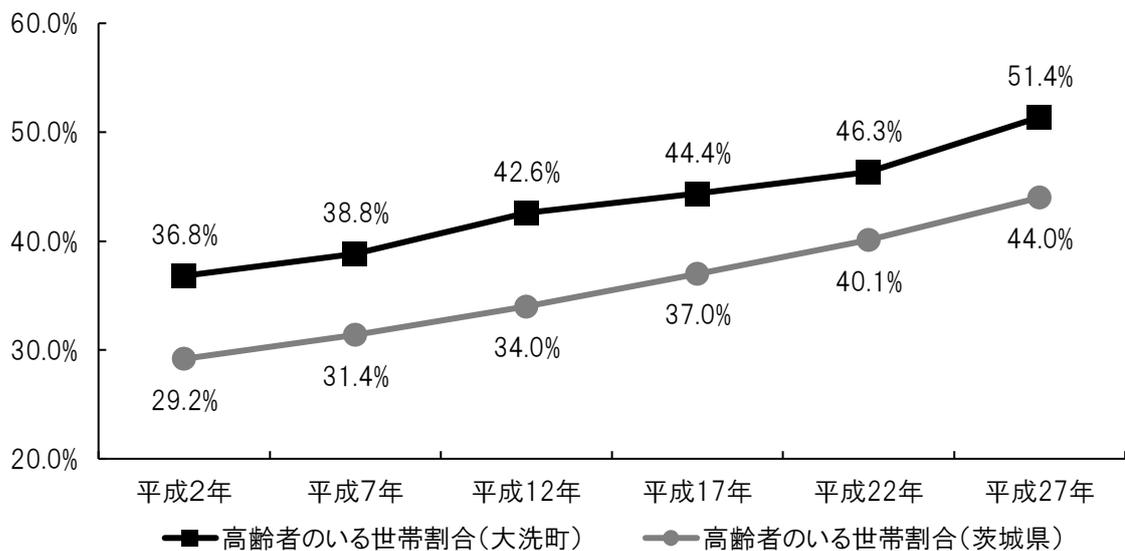
■父子世帯割合の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

高齢者のいる世帯割合についてみると、上昇し続けており、平成 27 年で 51.4%となっています。また、平成 2 年から平成 27 年まで県平均よりも高くなっています。

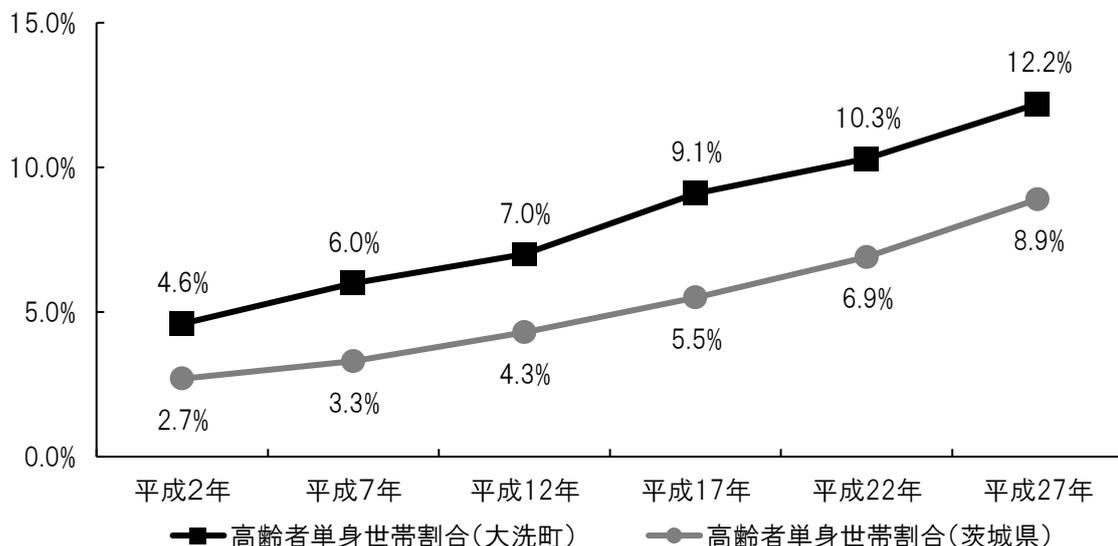
■高齢者のいる世帯割合の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

高齢者単身世帯割合についてみると、上昇し続けており、平成27年で12.2%となっています。また、平成2年から平成27年まで県平均よりも高くなっています。

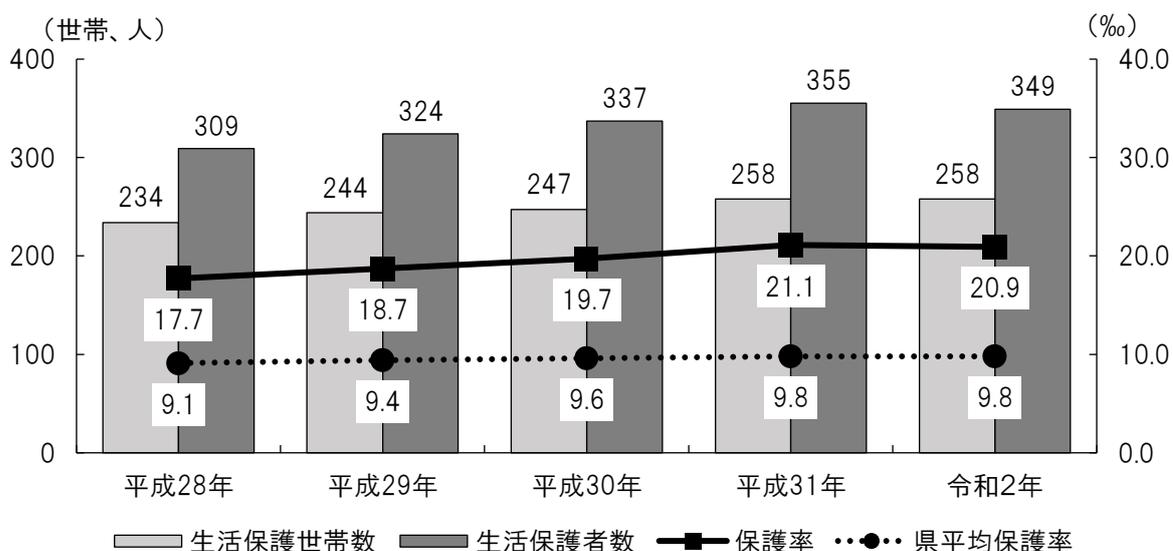
■ 高齢者単身世帯割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

生活保護世帯についてみると、平成31年までは生活保護世帯数及び生活保護者数は増加していましたが、令和2年で生活保護世帯数は横ばい、生活保護者数は微減しました。また、県平均保護率と比較すると、平成28年から令和2年まで、本町が上回っており、令和2年で11.1ポイント高くなっています。

■ 生活保護世帯数等の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）  
県平均は各年4月分

## (6) 成年後見制度の利用者

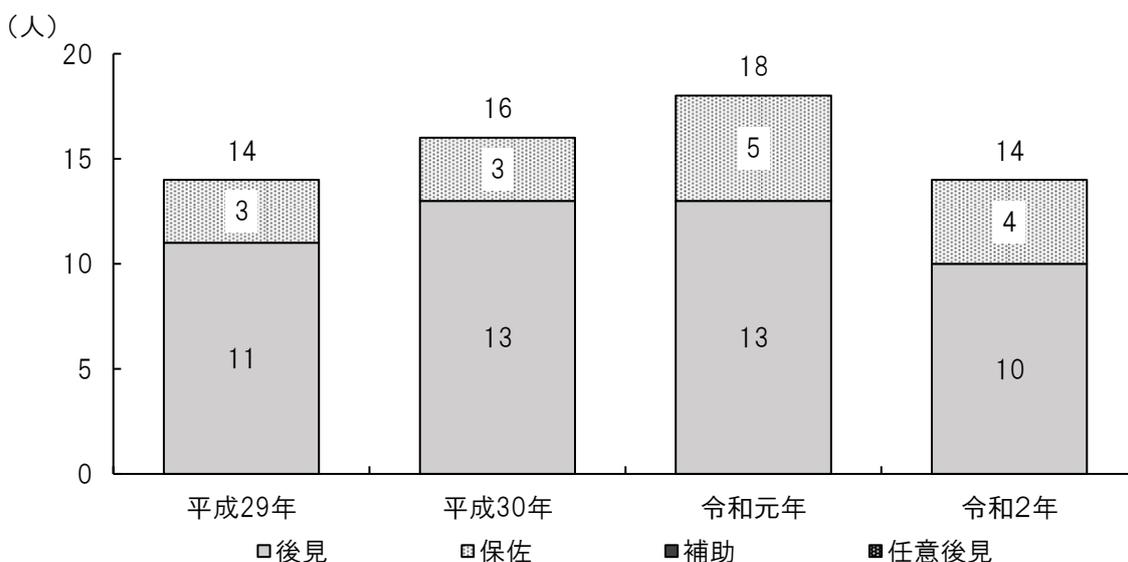
本町の成年後見制度(※)の利用者数は、平成 29 年から令和元年まで増加していましたが、令和 2 年に減少しました。令和 2 年の利用者は 14 人となっており、内訳は後見が 10 人、保佐が 4 人、補助と任意後見が 0 人です。

### ■ 成年後見制度の利用者の推移

(単位：人)

区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年
合計	14	16	18	14
後見	11	13	13	10
保佐	3	3	5	4
補助	0	0	0	0
任意後見	0	0	0	0

資料：水戸家庭裁判所（平成 29 年と令和元年は 7 月 1 日現在、平成 30 年と令和 2 年は 10 月 1 日現在）



資料：水戸家庭裁判所（平成 29 年と令和元年は 7 月 1 日現在、平成 30 年と令和 2 年は 10 月 1 日現在）

### (※) 成年後見制度

認知症や知的障害その他の精神上的の障害によって判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人の意思や生活に配慮しながら財産管理や身上保護を行うこと。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の 2 種類があり、法定後見制度には、後見（判断能力が全くない方）・保佐（判断能力が著しく不十分な方）・補助（判断能力が不十分な方）の 3 類型がある。

また、任意後見制度とは、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が不十分になった時に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておくものである。

## (7) 大洗町社会福祉協議会と連携する地域福祉関連団体

大洗町社会福祉協議会と連携を図り、地域福祉コミュニティの担い手としてボランティア連絡協議会に加入している団体と大洗健康福祉・長寿まつりに参加いただいている団体等はあわせて21団体となっています。

### 大洗町ボランティア連絡協議会加入団体一覧

団体名	活動内容
渚の小石	特別養護老人ホームに定期的に訪問し、利用者と一緒にレクリエーションを行ったり、オムツたたみや施設の清掃等を行っています。
ボランティアしおさい	毎年、児童養護施設にクリスマスプレゼントを寄付しています。また、社会福祉協議会の行事にも参加しています。
大洗町漁協女性部	町内外のイベントに参加し、つみれ汁等を作り、大洗町や漁食普及のPR活動を行っています。また、市場周辺の花壇の整備も行っています。
ボランティアふるさと	大洗駅前の清掃活動を行っています。最近では地域のサロン活動で小物づくりや料理づくりのお手伝いを始めました。また、会員の健康確認のため、年2回の行事を行い、楽しく無理のない範囲で活動しています。
大洗町更生保護女性会	地域で更生保護への理解と協力を得るための運動を展開しつつ、広く社会の方々に更生保護の心を伝えていきます。非行防止・健全育成及び地域の子育て支援を関係団体と連携しながら進めています。
家庭倫理の会大洗	和やかな家庭づくりを目指して、子ども倫理塾や子育てセミナーの開催、地域の清掃活動等を行っています。
傾聴ボランティア虹の会	町内の介護サービス事業所へ訪問し、利用者との傾聴活動をしています。相手のお話を聴きながら楽しく有意義な時間を共有することや、相手の悩み等を聴く中で、本人の気づきを促して、本人自身の自律的判断を援助します。
りんてつ応援団	地域の鉄道である「大洗鹿島線」の利用促進につながる各種活動を自主企画・実施し、大洗駅インフォメーションセンターで来訪者の接客及び観光案内をしています。

団体名	活動内容
大洗町食生活改善推進員連絡会	「私達の健康は私達の手で」をスローガンとして、子どもから高齢者まで、全ての年代の健康的な食生活の実現のために活動しています。減塩食等の試食づくりとPR、郷土料理づくり、ひとり暮らしの高齢者への配食サービスの弁当づくり等、1年を通してピンクのエプロンで、明るく積極的に活動しています。
磯なみ会	ひとり暮らし高齢者宅や日中ひとりになってしまう高齢者宅等に訪問し、傾聴活動を行っています。

#### 大洗健康福祉・長寿まつりに参加いただいている団体等一覧

団体名	活動内容
大洗町民生委員児童委員協議会	地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたるとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。
大洗町赤十字奉仕団	地域に根ざした赤十字活動を実践するため、他団体と連携を図りながらボランティア活動を展開しています。
大洗町商工会青年部	商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資する事を目的として、法律に基づき設立された商工業者の組織です。
大洗町高年者クラブ連合会	概ね 60 歳以上の方が集まってスポーツや奉仕活動を通して交流と生きがいづくりを目的に活動している単位高年者クラブの連合会です。
大洗のたまり場「だまっこ」	日常生活に支障のある高齢者等に対して実施している、大洗町配食サービスのお弁当作りを担っています。
NPO法人 大洗海の大学	「海辺の文化の伝承・発展」、「豊かな自然を守り育てるための環境学習と保全活動」、「大洗の海を核としたネットワークの構築と交流促進による地域の活性化」を担っている団体です。
夢サロン	地域の方々や仲間たちが集まり、参加者自らが行事を企画し、楽しく歌を歌ったり、勉強会や工作等を行ったり、季節行事を取り入れた様々なイベントを行っています。さらに夏祭りやクリスマス会等 3 世代交流も開催してします。

団体名	活動内容
医療法人渡辺会 介護老人保健施設おおあらい	大洗町に拠点を置く介護老人保健施設です。 施設規模:入所 100 床 空床型短期入所、デイケア 40 名
社会福祉法人清寿会 特別養護老人ホーム ひぬま苑	大洗町に拠点を置く特別養護老人ホームです。 施設規模:入所 80 床、短期入所 20 床、 デイサービス 2 か所(20 名、25 名)
社会福祉法人浩喜会 特別養護老人ホーム うみべの家	大洗町に拠点を置く特別養護老人ホームです。 施設規模:入所 50 床、短期入所 10 床、 デイサービス 20 名
株式会社 ケアレジデンス デイサービスセンター大洗	大洗町に拠点を置く通所介護事業所です。 施設規模:デイサービス 30 名、短期入所 20 床

## 第2節 住民アンケート調査の実施

### (1) 調査の実施

本調査は、地域における地域福祉の現状、大洗町社会福祉協議会やサービスの認知度、町事業への意見等、現状での問題点や課題等を把握し、地域福祉の推進と地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

対象者	配付件数	有効回収件数	有効回収率
町内在住の18歳以上の男女	1,500件	591件	39.4%

- グラフの「n」とは、number of case の略で、各設問に該当する回答者総数を表します。したがって、各選択肢の%に「n」を乗じることで、その選択肢の回答者数が計算できます。
- 傾向を把握するために回答者の属性ごとのクロス集計表を載せていますが、回答者数が少ないものもあります。そのため、回答者数が少ないものについては参考として掲載しており分析文は省略しています。
- クロス集計表における「全体」のn数は「無回答」を含んで集計しています。そのため、縦に各項目のn数を足し合わせても「全体」のn数と一致しない場合があります。また、地区別において、「わからない」は掲載していません。
- クロス集計表では「無回答」を除き、横軸にみて最も高い数値に網掛けをしています。

### (2) 結果の概要

#### ① 回答者の居住年数

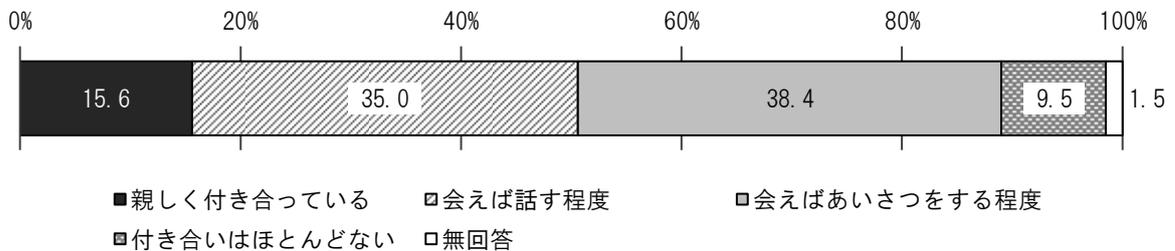
居住年数について年齢別にみると、18～39歳では「1～5年」、それ以外の区分では「31年以上」が最も多くなっています。年齢が上がるにつれて、「31年以上」の割合が増加しています。（単数回答）

単位:%	n	1年未満	1～5年	6～10年	11～20年	21～30年	31年以上	無回答
全体	591	2.0	8.8	4.9	10.2	12.7	60.1	1.4
18～39歳	81	4.9	28.4	9.9	17.3	16.0	21.0	2.5
40～59歳	143	2.8	10.5	4.9	13.3	23.1	45.5	-
60～69歳	131	1.5	5.3	6.9	10.7	10.7	64.9	-
70歳以上	232	0.9	3.0	2.2	5.2	6.5	81.0	1.3

## ② 近所付き合いについて

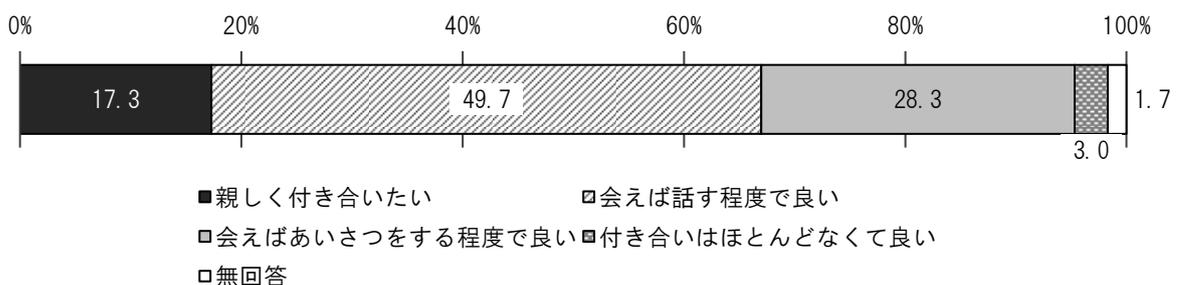
現在の近所の方との付き合いについてみると、「会えばあいさつをする程度」が38.4%と最も多く、次いで「会えば話す程度」が35.0%、「親しく付き合っている」が15.6%となっています。（単数回答）

n=591



今後の近所の方との付き合いについてみると、「会えば話す程度で良い」が49.7%と最も多く、次いで「会えばあいさつをする程度で良い」が28.3%、「親しく付き合いたい」が17.3%となっています。（単数回答）

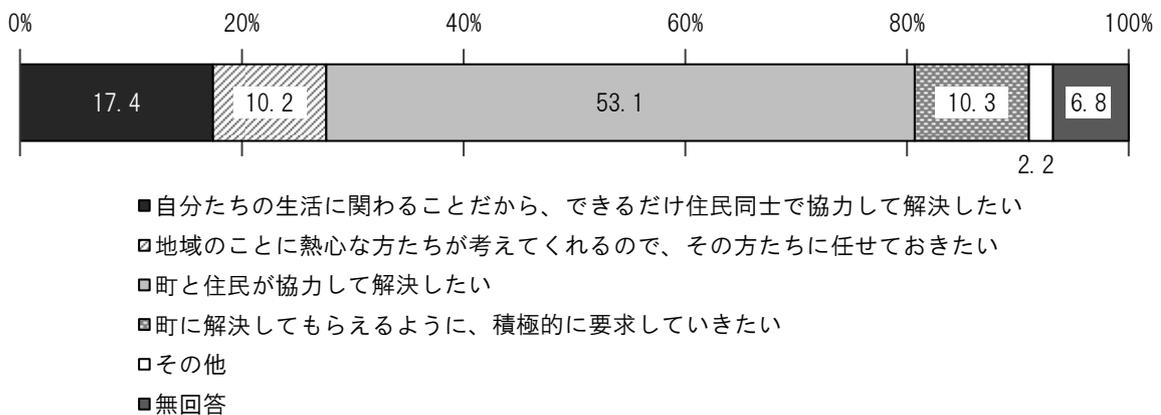
n=591



## ③ 地域の身近な課題の解決方法について

地域の身近な課題の解決方法についてみると、「町と住民が協力して解決したい」が53.1%と最も多くなっています。（単数回答）

n=591



#### ④ 身近な地域にある、住民が取り組むべき課題や問題

身近な地域にある、住民が取り組むべき課題や問題についてみると、「緊急事態が起きた時の対応」が46.7%と最も多くなっています。（複数回答）

年齢別にみると、18～39歳では「共働き家庭の子育て支援」、40～59歳と70歳以上では「緊急事態が起きた時の対応」、60～69歳では「高齢者世帯の生活支援」が最も多くなっています。

地区別にみると、第一中学校区では「高齢者世帯の生活支援」、南中学校区では「緊急事態が起きた時の対応」が最も多くなっています。

居住年数別にみると、21～30年では「高齢者世帯の生活支援」、それ以外の区分では「緊急事態が起きた時の対応」が最も多くなっています。また、6～10年では「共働き家庭の子育て支援」が4割を超えており、他の区分に比べて多くなっています。

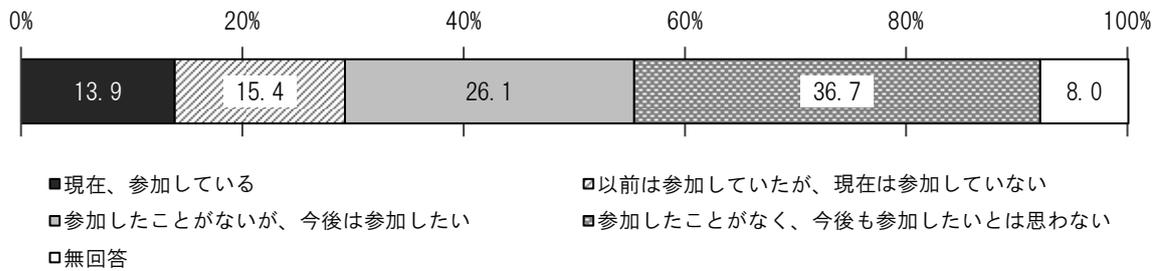
単位:%	n	青少年の健全育成	母子家庭や父子家庭の子育て支援	共働き家庭の子育て支援	乳幼児期の子育て支援	高齢者世帯の生活支援	障害のある方への生活支援	高齢者の社会参加や生きがいづくり	障害のある方の社会参加や生きがいづくり	子どもや高齢者、障害のある方等への虐待対策	生活習慣病予防等健康づくりへの取り組み	防犯や防災等地域の安全を守ること	緊急事態が起きた時の対応	地域内における決まりごと（ルール）の徹底	その他	特になし	無回答
		全体	591	20.6	16.9	19.0	13.9	44.5	20.1	25.2	10.8	10.7	14.4	36.9	46.7	15.2	2.5
18～39歳	81	18.5	29.6	40.7	29.6	32.1	24.7	17.3	9.9	9.9	7.4	33.3	35.8	9.9	3.7	7.4	2.5
40～59歳	143	23.8	15.4	21.7	14.7	42.7	20.3	18.9	9.1	11.9	14.0	39.9	50.3	13.3	2.1	6.3	2.1
60～69歳	131	20.6	19.8	19.8	10.7	47.3	22.1	33.6	11.5	11.5	15.3	43.5	45.8	17.6	4.6	10.7	2.3
70歳以上	232	19.8	12.1	9.5	9.9	48.3	17.2	27.2	12.1	9.9	16.8	33.2	49.6	16.8	1.3	10.8	6.0
全体	591	20.6	16.9	19.0	13.9	44.5	20.1	25.2	10.8	10.7	14.4	36.9	46.7	15.2	2.5	9.1	4.1
第一中学校区	366	19.9	16.7	19.4	14.5	47.0	21.6	24.6	10.7	11.7	13.7	38.5	45.9	14.5	3.3	8.7	2.7
南中学校区	189	22.2	18.5	18.0	12.2	41.8	18.0	25.4	12.2	9.5	16.4	34.9	51.3	18.0	1.6	10.6	3.7
全体	591	20.6	16.9	19.0	13.9	44.5	20.1	25.2	10.8	10.7	14.4	36.9	46.7	15.2	2.5	9.1	4.1
1年未満	12	16.7	16.7	25.0	16.7	33.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	33.3	33.3	-	8.3	8.3	16.7
1～5年	52	17.3	17.3	25.0	25.0	30.8	15.4	15.4	7.7	9.6	15.4	30.8	36.5	15.4	1.9	9.6	-
6～10年	29	17.2	31.0	41.4	34.5	51.7	24.1	27.6	17.2	20.7	13.8	34.5	55.2	13.8	3.4	10.3	-
11～20年	60	15.0	20.0	16.7	11.7	41.7	20.0	25.0	10.0	11.7	16.7	33.3	48.3	15.0	-	6.7	6.7
21～30年	75	24.0	16.0	25.3	10.7	53.3	22.7	24.0	9.3	10.7	9.3	33.3	38.7	17.3	-	5.3	6.7
31年以上	355	22.3	15.5	15.5	11.8	44.8	20.8	26.5	11.3	10.1	15.5	40.0	50.1	15.5	3.4	10.4	3.1

### ⑤ 地域活動やボランティア活動等、支援活動について

支援活動への参加についてみると、「参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない」が 36.7%と最も多く、次いで「参加したことがないが、今後は参加したい」が 26.1%、「以前は参加していたが、現在は参加していない」が 15.4%となっています。

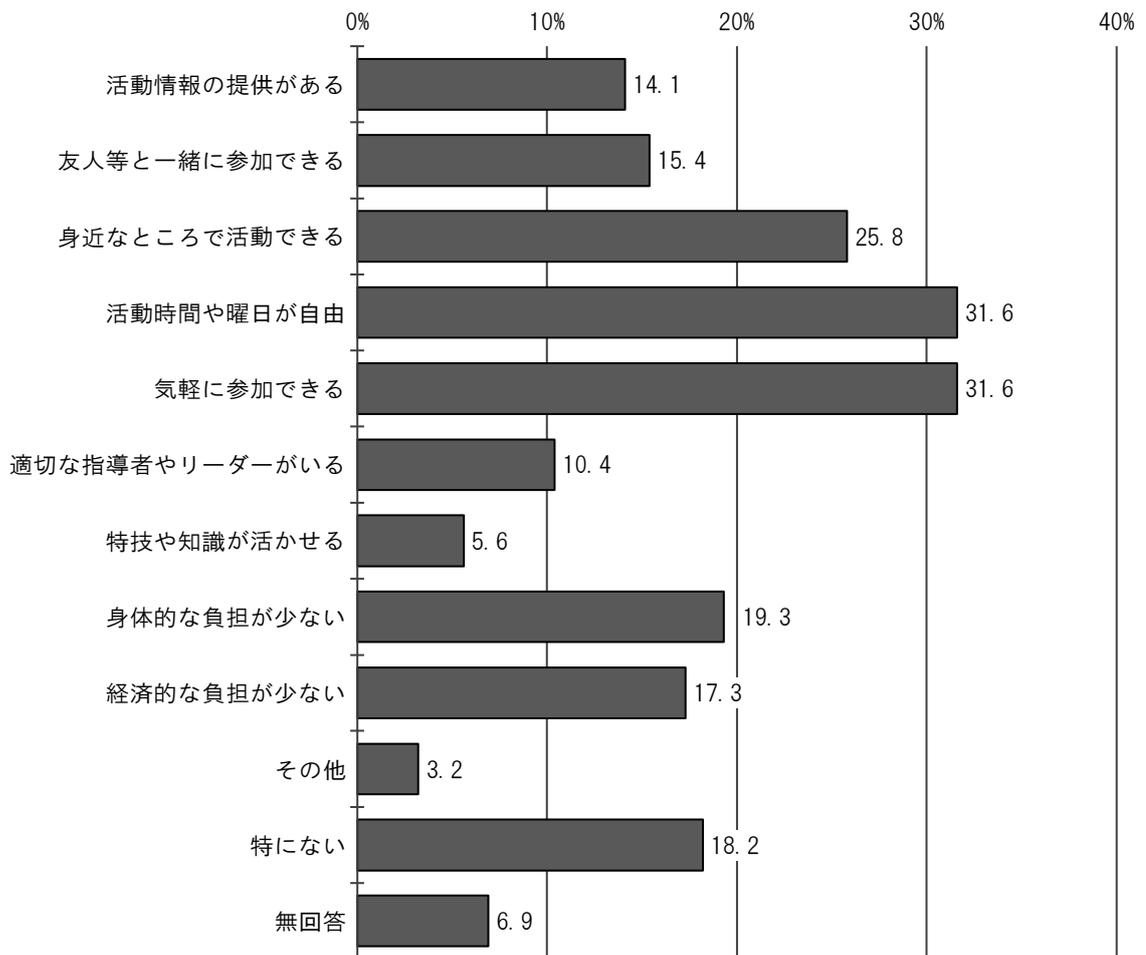
(単数回答)

n=591



支援活動に現在参加していない方が、どのような条件であれば活動・参加したいと思うかについてみると、「活動時間や曜日が自由」「気軽に参加できる」が 31.6%と同率で最も多くなっています。(複数回答)

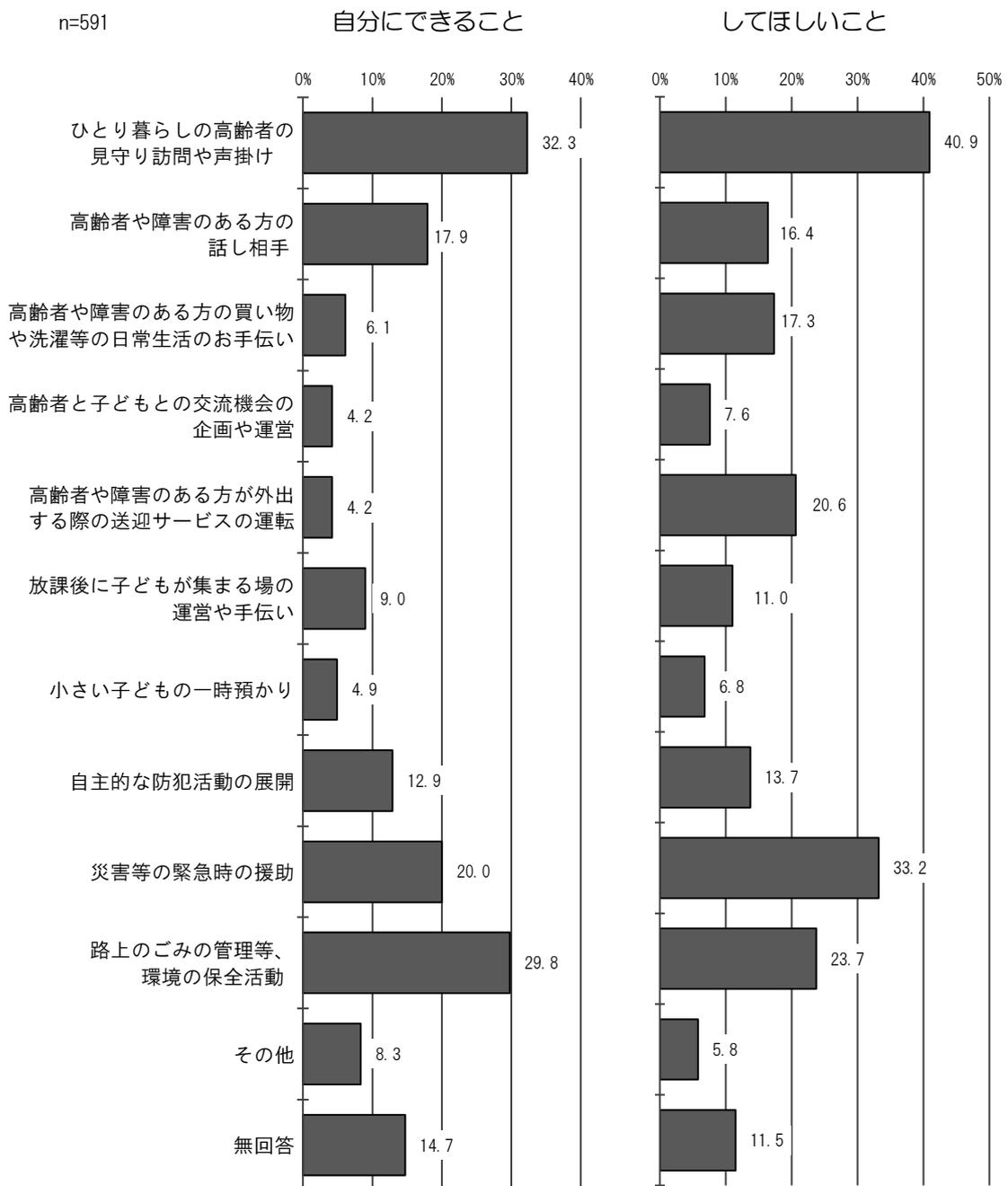
n=462



## ⑥ 住民同士の支え合い活動について

住民同士の支え合い活動として、自分にできることについてみると、「ひとり暮らしの高齢者の見守り訪問や声掛け」が32.3%と最も多く、次いで「路上のごみの管理等、環境の保全活動」が29.8%、「災害等の緊急時の援助」が20.0%となっています。（複数回答）

一方、支援してほしいことについてみると、「ひとり暮らしの高齢者の見守り訪問や声掛け」が40.9%と最も多く、次いで「災害等の緊急時の援助」が33.2%、「路上のごみの管理等、環境の保全活動」が23.7%となっています。（複数回答）



## ⑦ 本町の保健福祉施策について

本町の保健福祉施策を今後より充実していくために、特に重要と考える取り組みについてみると、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が26.1%と最も多くなっています。（複数回答）

年齢別にみると、59歳以下では「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」、60～69歳では「健康や福祉についての情報提供を充実させる」、70歳以上では「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」が最も多くなっています。59歳以下では「手当等金銭的な援助を充実させる」が3割を超えており、60歳以上に比べて多くなっています。

居住年数別にみると、10年以下と21～30年では「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」、11～20年では「手当等金銭的な援助を充実させる」、31年以上では「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」が最も多くなっています。6～10年では、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」と「手当等金銭的な援助を充実させる」が同率で最も多くなっています。

単位:%	n	近所の方等周囲の理解と協力による見守り等の支援を行う	ボランティア団体等町民活動への援助を充実させる	高齢者や障害のある方が地域で活動できる機会をつくる	人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる	健康や福祉についての情報提供を充実させる	住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりを進める（住民同士や行政との協力等）	健康づくりがさかんなまちづくりを進める	生きがいづくりがさかんなまちづくりを進める	一人ひとりに配慮した権利擁護を充実させる	自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる	高齢者、障害のある方、児童の施設サービスを充実させる	安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる	手当等金銭的な援助を充実させる	その他	無回答
全体	591	17.1	6.9	12.9	21.5	24.0	19.1	16.9	13.5	9.6	23.4	17.1	26.1	21.2	1.4	6.6
18～39歳	81	13.6	3.7	11.1	21.0	17.3	11.1	14.8	11.1	9.9	11.1	22.2	51.9	34.6	2.5	-
40～59歳	143	11.9	6.3	12.6	21.7	25.2	13.3	14.7	8.4	11.9	21.7	16.1	31.5	30.1	1.4	4.9
60～69歳	131	13.7	6.9	14.5	14.5	27.5	19.1	22.1	19.8	9.9	23.7	17.6	22.1	14.5	-	9.2
70歳以上	232	23.3	8.6	12.9	25.9	24.1	25.9	15.9	13.4	7.8	28.4	15.9	16.4	14.7	1.7	8.2
全体	591	17.1	6.9	12.9	21.5	24.0	19.1	16.9	13.5	9.6	23.4	17.1	26.1	21.2	1.4	6.6
1年未満	12	25.0	-	-	25.0	8.3	25.0	-	16.7	-	25.0	25.0	33.3	25.0	16.7	-
1～5年	52	15.4	5.8	9.6	21.2	21.2	11.5	19.2	11.5	7.7	15.4	15.4	48.1	32.7	3.8	1.9
6～10年	29	10.3	3.4	13.8	17.2	27.6	6.9	3.4	10.3	10.3	24.1	27.6	34.5	34.5	-	10.3
11～20年	60	13.3	5.0	10.0	25.0	30.0	16.7	10.0	6.7	15.0	18.3	16.7	16.7	36.7	1.7	10.0
21～30年	75	12.0	4.0	16.0	18.7	24.0	17.3	17.3	16.0	9.3	21.3	17.3	34.7	18.7	1.3	4.0
31年以上	355	19.4	8.7	13.5	21.7	24.2	21.1	19.2	14.1	9.6	25.9	16.3	21.7	16.6	0.6	7.0

## ⑧ 大洗町社会福祉協議会について

大洗町社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後特に充実してほしいものについてみると、「自宅で生活する上での福祉サービスの充実」が32.3%と最も多くなっています。（複数回答）

年齢別にみると、60～69歳では「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」、それ以外の区分では「自宅で生活する上での福祉サービスの充実」が最も多くなっています。18～39歳では「自宅で生活する上での福祉サービスの充実」と「福祉サービスに関する情報発信の充実」が同率で最も多くなっています。また、18～39歳では「学校における福祉体験学習の推進」が2割を超えており、他の区分に比べて多くなっています。

居住年数別にみると、1～5年と11～20年では「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」、6～10年では「住民への福祉に関する情報の普及啓発」、21年以上では「自宅で生活する上での福祉サービスの充実」が最も多くなっています。21～30年では「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」「自宅で生活する上での福祉サービスの充実」「住民への福祉に関する情報の普及啓発」が同率で最も多くなっています。また、居住年数が増えるにつれて、「自宅で生活する上での福祉サービスの充実」の割合が増加しています。

単位:%	n	ボランティア活動への参加促進と支援	住民による見守りや支え合い活動への支援	隣近所や町内会など交流活動への支援	福祉総合相談の充実	高齢者等の外出時の送迎サービスの充実	自宅で生活する上での福祉サービスの充実	住民への福祉に関する情報の普及啓発	学校における福祉体験学習の推進	福祉サービスに関する情報発信の充実	介護保険サービスの充実	特になし	その他	無回答
全体	591	7.8	12.4	8.6	32.1	21.3	32.3	23.4	10.3	24.2	24.4	8.1	0.7	9.1
18～39歳	81	6.2	14.8	4.9	23.5	14.8	24.7	18.5	23.5	24.7	11.1	16.0	1.2	7.4
40～59歳	143	9.1	11.2	4.2	30.1	18.9	34.3	26.6	14.0	23.1	25.9	11.2	-	6.3
60～69歳	131	12.2	12.2	5.3	34.4	25.2	26.0	23.7	6.1	29.0	27.5	3.8	1.5	9.9
70歳以上	232	5.2	12.5	14.7	34.9	23.3	37.9	22.8	5.6	22.0	26.7	6.0	0.4	10.3
全体	591	7.8	12.4	8.6	32.1	21.3	32.3	23.4	10.3	24.2	24.4	8.1	0.7	9.1
1年未満	12	8.3	25.0	8.3	16.7	25.0	16.7	25.0	8.3	25.0	33.3	8.3	8.3	8.3
1～5年	52	11.5	11.5	7.7	28.8	19.2	21.2	13.5	23.1	25.0	23.1	11.5	-	5.8
6～10年	29	3.4	6.9	-	34.5	17.2	24.1	41.4	17.2	27.6	20.7	10.3	-	6.9
11～20年	60	8.3	8.3	3.3	33.3	21.7	28.3	21.7	10.0	25.0	15.0	11.7	1.7	11.7
21～30年	75	5.3	8.0	10.7	33.3	22.7	33.3	33.3	12.0	22.7	26.7	9.3	2.7	4.0
31年以上	355	8.2	13.5	10.1	32.4	21.7	35.8	21.7	7.9	23.9	26.2	6.8	-	9.9

## 第3節 団体アンケート調査の実施

### (1) 調査の実施

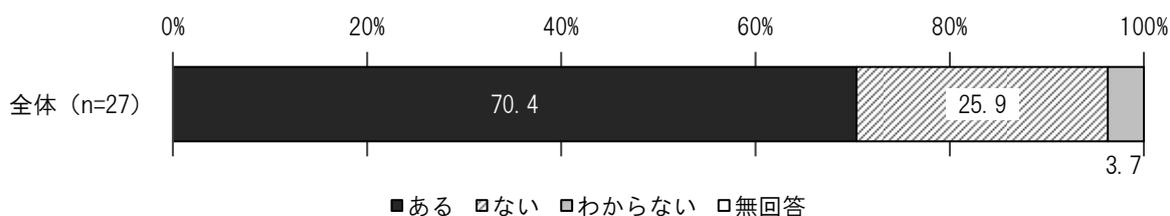
本調査は、日頃町内で地域活動をされる団体等を対象に、活動の実態や今後の意向等を把握し、地域福祉の推進と地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

対象者	配付件数	有効回収件数	有効回収率
町内で地域活動をされる団体等	38件	27件	71.1%

### (2) 結果の概要

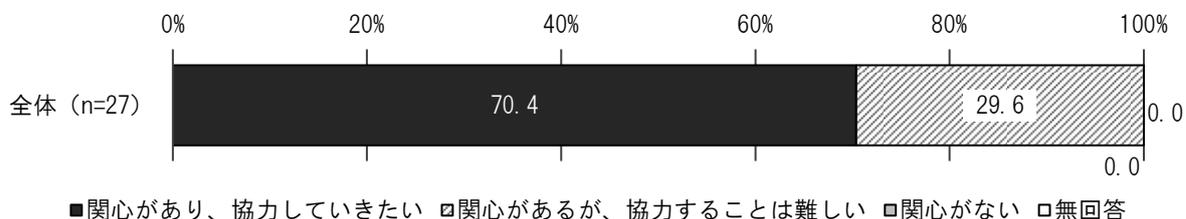
#### ① 他団体との活動状況

これまで他団体と合同で活動した経験が「ある」が70.4%と最も多く、次いで「ない」が25.9%、「わからない」が3.7%となっています。（単数回答）



#### ② 担い手としての意向

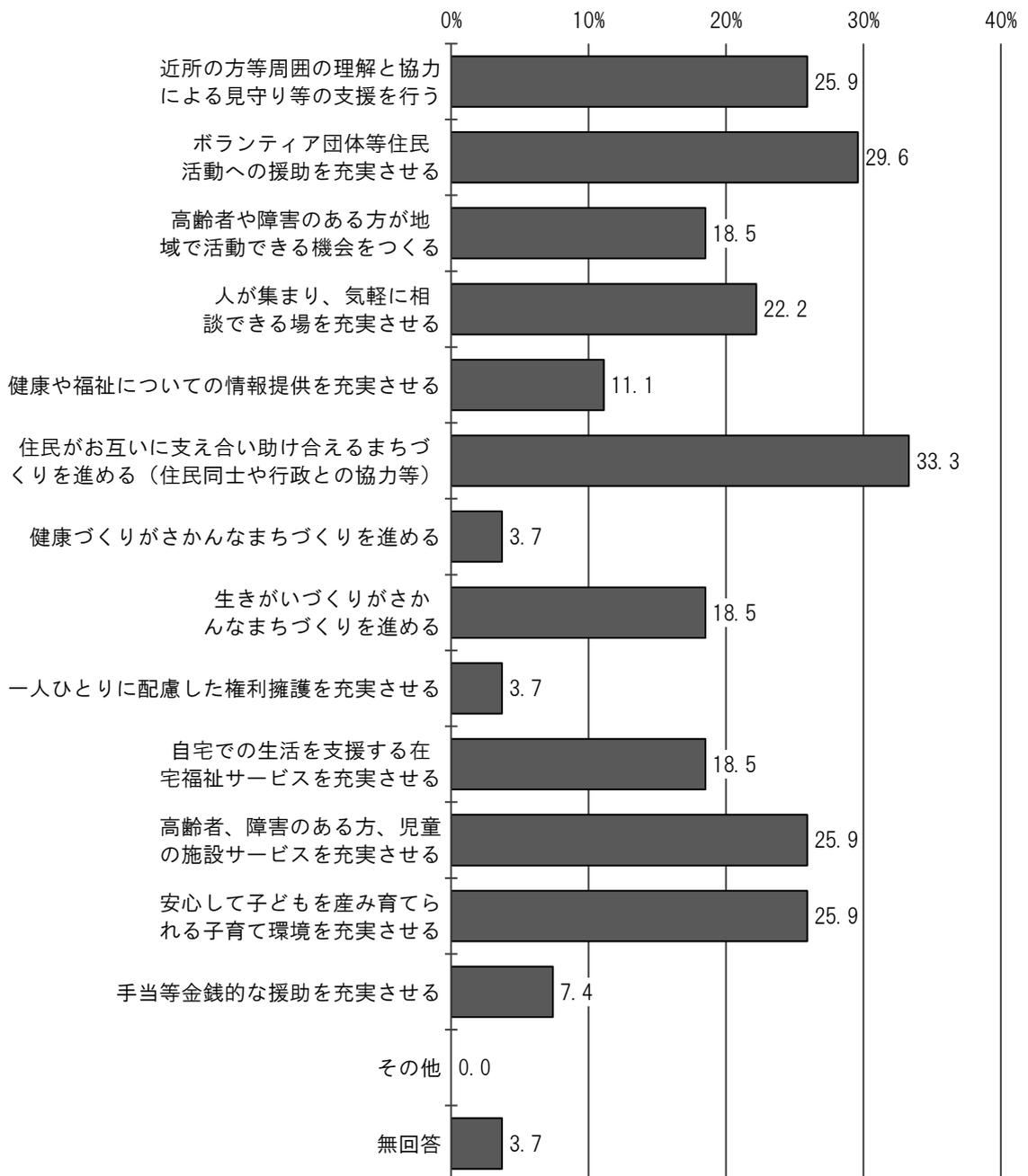
町で検討する事業の『担い手』として活動することに対して、「関心があり、協力していきたい」が70.4%と最も多く、次いで「関心があるが、協力することは難しい」が29.6%となっています。（単数回答）



### ③ 本町の保健福祉施策について

本町の保健福祉施策を今後より充実していくために、特に重要と考える取り組みについてみると、「住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりを進める（住民同士や行政との協力等）」が33.3%と最も多く、次いで「ボランティア団体等住民活動への援助を充実させる」が29.6%、「近所の方等周囲の理解と協力による見守り等の支援を行う」「高齢者、障害のある方、児童の施設サービスを充実させる」「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が25.9%となっています。（複数回答）

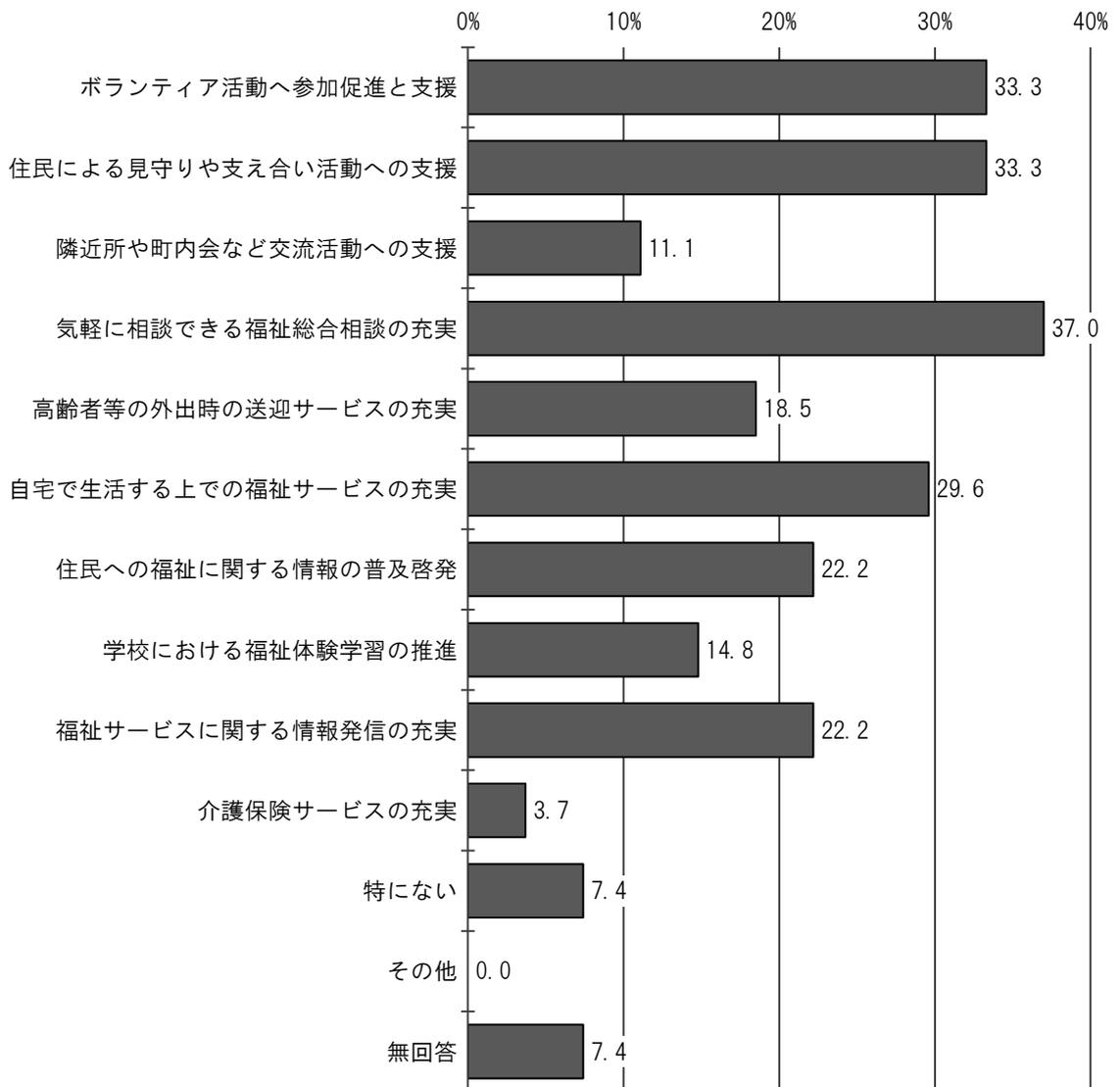
n=27



#### ④ 大洗町社会福祉協議会について

大洗町社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後特に充実してほしいことについてみると、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が37.0%と最も多く、次いで「ボランティア活動へ参加促進と支援」「住民による見守りや支え合い活動への支援」が33.3%、「自宅で生活する上での福祉サービスの充実」が29.6%となっています。（複数回答）

n=27



# 第4章 基本理念及び施策の展開

## 第1節 基本理念と基本目標

### (1) 基本理念の設定

本町では、第1期大洗町地域福祉計画策定以来、住民一人ひとりの尊厳を守り、地域の支え合いのもとで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きていくことのできる地域社会を目指して、地域福祉を推進してきました。

また、近年の社会福祉政策は、「協働」による地域福祉の推進を重点的に捉えており、本町にかかわる全ての方のあらゆる分野における「協働」が求められています。

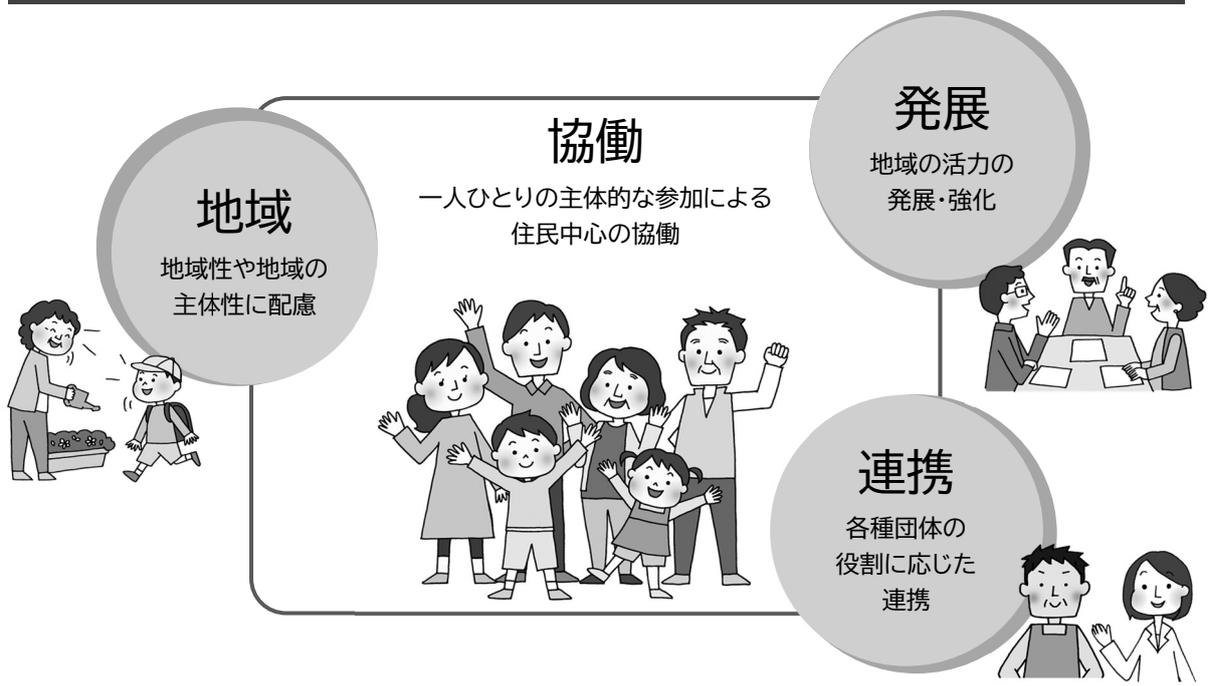
「協働」にあたっては、住民や多様な団体が地域社会の課題を主体的に解決するために参画できる仕組みを構築していくことで、住民の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会（地域共生社会）の形成を目指すことが重要になります。

こうした方向性を踏まえ、本町では、住民同士の絆や助け合い・支え合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指し、以下の基本理念と基本方針を掲げ、地域福祉の推進に取り組みます。

## 基本理念

自分たちの手で織りなそう  
安心して健やかに暮らせるまち 大洗

## 基本方針



## (2) 基本目標の設定

「自分たちの手で織りなそう 安心して健やかに暮らせるまち 大洗」を基本理念に、住民が安心して暮らすことのできるまちづくりの推進が一層求められています。

そのため、前回計画の方向性を踏襲しつつ、地域福祉の推進を実現するため3つの基本目標を掲げます。

### 基本目標1 安全・安心して暮らせるまちづくり

福祉に関する支援やサービスを必要としている方が、適切な支援を受けられるよう、サービス提供事業者等関係機関と連携し、情報提供や相談支援により重層的な支援体制の充実を目指します。また、ハード面においても福祉の視点が反映される体制整備を図ります。さらに、成年後見制度の利用促進や災害等の緊急時の対応等、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに努めます。

### 基本目標2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

社会参加を促進することは、地域からの孤立を防ぎ、役割や生きがいづくり、ひいては自身の健康増進につながります。生涯にわたり健康で自分らしくいきいきと暮らせるよう、住民の自発的な社会参加や健康づくりを推進します。また、経済的な問題等により生活に困りごとや不安を抱えている方が地域で自立して生活できるよう、包括的な支援体制を構築します。

### 基本目標3 支え合い・ふれあいのあるまちづくり

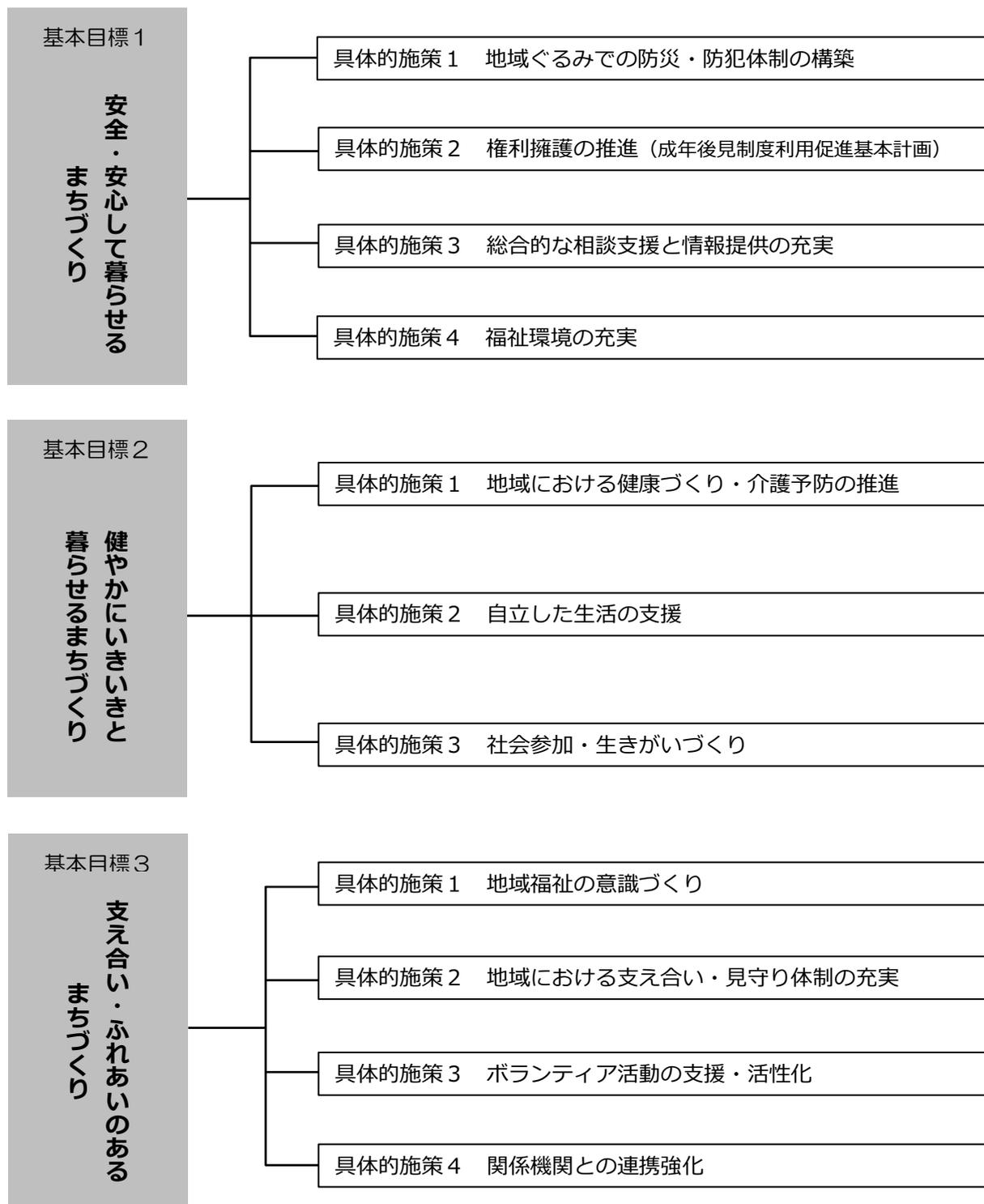
地域福祉を推進するためには、制度や仕組みはもちろん、実際に助け合い・支え合いの主体となる人づくりが最も重要になります。子どもから高齢者まで幅広い層に対して、地域福祉への理解や関心を深めてもらえるよう、啓発活動や福祉教育を充実させます。また、住民がボランティア活動等の地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

### (3) 施策の体系

基本理念を実現するため、町全域における取り組みとして、基本方針を踏まえた3つの基本目標を定め、施策を分類し、体系化します。

自分たちの手で織りなそう 安心して健やかに暮らせるまち 大洗

[協働]+[地域]+[連携]+[発展]



## 第2節 推進体制の確保

### (1) 推進体制の構築

本計画は、計画が策定された後も、計画が住民や関係組織等に十分周知されているか、計画に従って施策が確実に遂行されているか、施策は十分な効果を上げているか等の観点からチェックし、適宜見直していくことが重要です。

本町では事業の成果を年度ごとに記録し、中長期的な施策展開を図っています。また、大洗町社会福祉協議会では理事会や評議員会により事業の評価・点検が行われています。このようにそれぞれ評価が進められていますが、本計画における事業の進捗については、本町と大洗町社会福祉協議会と一体的に行う必要があります。

そのため、本町と大洗町社会福祉協議会の取り組みを総合的に評価し、事業をより効果的なものとするため、計画の進捗管理体制を強化するとともに、本町と大洗町社会福祉協議会との連携体制の強化を図ることとします。

#### ① 庁内体制の構築

地域福祉計画は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉をはじめ、防犯・防災や健康増進等、様々な個別の施策が総合的に推進されていくことが必要であるため、評価についても庁内各課の垣根を越えた検証が必要となります。施策ごとの取り組みと課題を明確にし、様々な視点から現状分析を行い、本計画の基本目標ごとに横断的に庁内評価を進めます。

#### ② 本町と大洗町社会福祉協議会との連携の強化

大洗町社会福祉協議会では、毎年「事業実績報告」を理事会や評議員会において協議していますが、本計画の推進のためには、本計画の基本目標に基づいた総合的な評価が必要となります。本町の理念を踏まえた事業運営を目指すとともに、地域活動団体等の意見を積極的に収集して、住民視点を反映させた評価システムの構築を図ります。

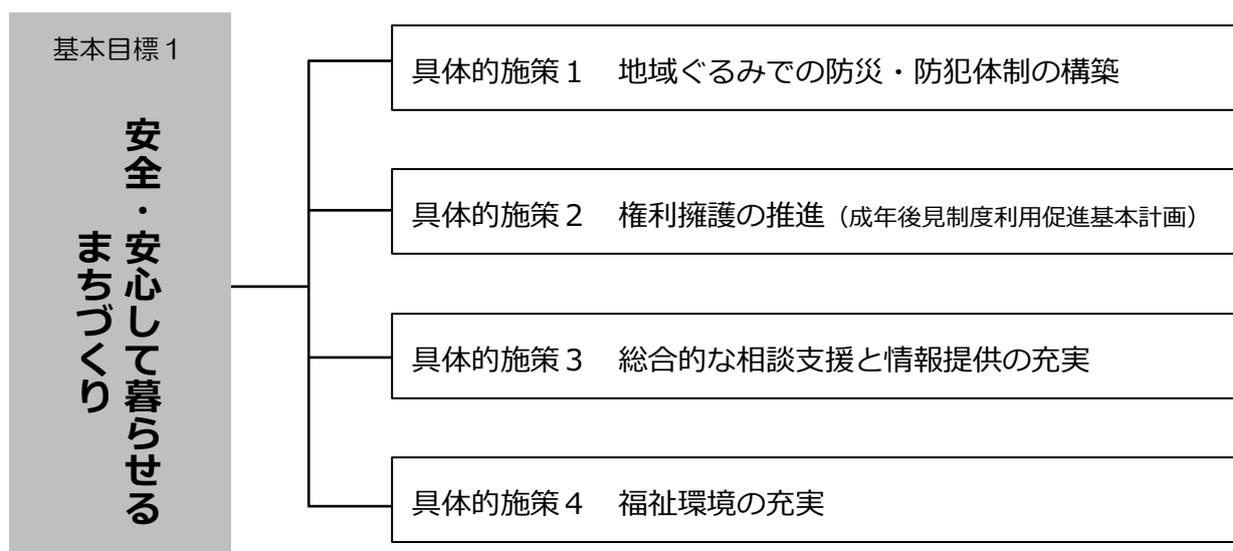
# 第5章 目標別の施策の展開

## 基本目標1 安全・安心して暮らせるまちづくり

### …基本目標の考え方…

福祉に関する支援やサービスを必要としている方が、適切に支援を受けられるよう、関係機関やサービス提供事業者等と連携し、情報提供や相談支援等により重層的な支援体制の充実を目指します。また、ハード面においても福祉の視点が反映される体制整備を図ります。さらに、成年後見制度の利用促進や災害等の緊急時の対応等、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに努めます。

### 施策の体系



## 具体的施策1 地域ぐるみでの防災・防犯体制の構築

### 新たな計画にあたって

- 住民アンケート調査によると、身近な地域にある、住民が取り組むべき課題や問題として「防犯や防災等地域の安全を守ること」が3割台半ばとなっています。
- また、災害時に住民同士の助け合いを推進するため、「地域で防災に関して学ぶ機会を設ける」ことが重要と回答した方が最も多くなっています。
- 緊急時や災害時に、住民が地域で互いに助け合うことができるよう、誰もが防災活動等に参加しやすい環境づくりや緊急時の避難体制の整備が大切です。

### 施策の考え方

- 高齢者や障害者等災害時に支援が必要な方の把握と安全確保策の検討を進めるほか、社会福祉施設との協定を推進し、連携強化を目指します。
- 関連機関の連携による防災・防犯体制の強化や、住民一人ひとりの防災・防犯意識の高揚等により、地域における防災・防犯対策を強化します。

### 主要な取り組みの概要

#### 町が取り組むこと

避難行動要支援者対策の推進		【福祉課・生活環境課】
取り組み内容	▷ 災害時における人的被害を最小限とするため、大洗町地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿(※)や個別避難計画(※)を定期的に更新するとともに、地域の避難支援者、近所の方による支援体制づくりを推進します。	
自主防災活動の育成・支援		【生活環境課】
取り組み内容	▷ 災害発生時における地域での避難支援体制を確立するため、自主防災組織の設置への支援を行うとともに、自主防災組織運営の知識の啓発・普及活動、指定避難所単位での自主防災組織の相互連携、自主防災組織の活動に対する支援等に取り組みます。 ▷ 地域の防災活動を継続的・専門的に担う人材を育成するため、防災リーダー（防災士）の養成に取り組みます。 ▷ 各家庭の防災対応力の強化に向け、町広報紙(広報おおあらい等)や町ホームページ、大洗町防災ハザードマップ等により情報提供・意識啓発に取り組みます。	
災害時の情報伝達体制の強化		【生活環境課】
取り組み内容	▷ 「おおあらい行政情報すぐメール」での情報発信等災害発生時の情報伝達体制の強化を図ります。	

(※) 避難行動要支援者名簿

高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害時に避難するにあたって特に支援を要する方（避難行動要支援者）の名簿のこと。

(※) 個別避難計画

避難行動要支援者の一人ひとりが災害時にどのような避難をすればよいかまとめたもの。

<b>福祉避難所の充実</b>		<b>【福祉課・生活環境課・健康増進課】</b>
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 災害時において、支援を必要としている住民（要介護者や障害者、乳幼児等）が安心して避難生活を送れるよう福祉避難所の更なる整備を図るとともに、必要備品等を確保し、協定を締結している社会福祉施設等との連携を強化します。</li> </ul>	
<b>災害ボランティアセンターの設置・運営に係る支援</b>		<b>【福祉課・生活環境課】</b>
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 大洗町社会福祉協議会等が設置運営する災害ボランティアセンターに係る財政支援や人材育成、意識の啓発に努めます。</li> </ul>	
<b>地域における防犯体制の強化</b>		<b>【生活環境課】</b>
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 町広報紙（広報おおあらい等）や町ホームページ等多様な媒体を通じて、防犯や交通事故防止に向けた啓発・情報提供を図ります。</li> <li>▷ 住民との連携・協力による交通安全活動を推進し、地域全体で交通事故を防止する地域づくりを推進します。</li> <li>▷ 防犯パトロール活動の充実を図り、犯罪の未然防止につなげます。</li> </ul>	

## 社会福祉協議会が取り組むこと

<b>災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けた体制整備</b>	
事業の概要	災害発生時においては、大洗町地域防災計画に基づき、社会福祉協議会が主体となり災害ボランティアセンターの設置運営を行います。
現状及び課題等	災害発生時を想定したボランティアの受入れ体制の整備やボランティアセンターの設置訓練ができていないことが課題です。
今後の取り組み	災害発生時を想定し、ボランティアセンターの設置運営マニュアルに基づき、茨城県社会福祉協議会による災害ボランティア活動支援プロジェクト会議からの協力を得て、設置訓練を行います。また、感染症対策を取り入れる等、時代に適したマニュアルの見直しを行っていきます。
<b>災害ボランティア養成講座の開催</b>	
事業の概要	被災地で活動できる人材や災害ボランティアセンター設置運営に協力していただけるボランティアを育成するため、災害ボランティアの知識や心得を学ぶ機会として災害ボランティア養成講座を実施していきます。
現状及び課題等	災害時に社会福祉協議会と住民との連携が希薄であること、また、災害ボランティアセンター設置運営の際に協力していただけるボランティアを確保できていないことが課題です。
今後の取り組み	災害ボランティアの基礎知識や役割、心得を学ぶ機会をつくり、災害時に活躍できるボランティアを育成していきます。また、災害ボランティアセンターの設置運営に協力していただけるボランティアを育成していきます。

## 地域包括ケアシステムの推進

事業の概要	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務として、災害時にも支援が必要な方への対応がスムーズにできるよう、平時から民生委員、介護サービス事業所等と連携を取れる体制づくりを行います。
現状及び課題等	行政や町内事業所等と災害時の対応について情報共有ができていない部分があることが課題です。
今後の取り組み	災害ケアマネジメントの研修、ハザードマップの確認、災害対応マニュアルの作成を行い、災害発生時に町や町内事業所等と対応について情報共有が図れるようにします。

## 住民や地域が取り組むこと



- 防災用品の備蓄、避難方法や避難場所、家の危険箇所の確認等を普段から意識します。
- 近所の方と災害を意識した話し合いを行い、町防災訓練に積極的に参加します。
- 災害等から自分の身を守るため、取るべき行動を事前に整理した「マイ・タイムライン」（個人の防災行動計画）を作成します。
- 日頃から近所の方と交流を持ち、支援が必要な場合は、事前に災害時の支援を依頼します。
- 自分のできることを地域に示して、地域支援者として協力します。
- あいさつや声掛け等により地域のつながりを深めます。
- 交通安全活動への関心を持ち、交通ルールやマナーを熟知して、交通事故の防止に努めます。

## 具体的施策2 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

### 新たな計画にあたって

- 平成28年に成年後見制度利用促進法が施行され、平成31年3月には「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」が発行されました。
- 住民アンケート調査によると、成年後見制度(※)を「よく知らないが聞いたことがある」が最も多く、次いで「まったく知らない」、「少し知っている」となっています。
- また、認知症等で判断が十分にできなくなったとき、成年後見制度を利用したいと思うかについてみると、「わからない」が5割台半ばとなっています。
- 一人ひとりの自己決定を尊重するために、成年後見制度の利用を促進することが大切です。

### 施策の考え方

- 判断能力が不十分な方が、日常生活において支援が必要となった場合に、成年後見制度を活用しつつ、地域の方と支え合いながら、住み慣れた地域で尊厳を持ってその人らしく暮らせるような支援体制を構築します。
- 高齢者や障害者、配偶者や子ども等の権利擁護に向けて、虐待(※)の早期発見・早期対応に努めます。
- 悩みを抱えている方が深刻な事態に至らないように、自殺予防に関する知識の普及等自殺対策に取り組みます。

### 主要な取り組みの概要

#### 町が取り組むこと

成年後見制度の利用促進	【福祉課】
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"><li>▷ 地域において権利擁護に関する支援が必要な方の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。</li><li>▷ 水戸市を中心とした県央地域の9市町村(※)（以下「県央地域市町村」という。）と連携し、成年後見制度の普及・啓発をはじめ、市民後見人の養成や活動支援、法人後見支援、法人後見の受任等の事業を推進します。</li><li>▷ 成年後見制度の利用促進を行うため、後見等申立支援を行うとともに、必要に応じて町長申立や成年後見制度利用に係る費用助成を行います。また、その費用助成の対象を拡大していきます。</li></ul>

#### (※) 成年後見制度

認知症や知的障害その他の精神上の障害によって判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、対象者の意思や生活に配慮しながら財産管理や身上保護を行うこと。

#### (※) 虐待

身体的虐待（暴力的行為）や心理的虐待（精神的苦痛）、性的虐待（本人が同意していない性的な行為や強要）、経済的虐待（本人合意なしの財産等の搾取）、ネグレクト（療育放棄・無視）のこと。

#### (※) 水戸市を中心とした県央地域の9市町村

水戸市の他、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村のこと。

虐待防止・DV 対策の充実		【福祉課・こども課・学校教育課】
取り組み内容	<p>▷ 学校や病院、茨城県中央児童相談所等関係機関との連携により、虐待を受けている児童・生徒を発見し、保護する体制の充実を図ります。</p> <p>▷ 配偶者等からの DV(※)や子ども・高齢者、障害者等社会的弱者に対する虐待(※)の通報への対応、相談体制を強化します。</p>	
自殺対策の推進		【健康増進課】
取り組み内容	<p>▷ 大洗町自殺対策計画に基づいた自殺対策ネットワークの構築をはじめ、自殺対策を支える人材の育成、住民の意識啓発等の推進等に取り組みます。</p>	

## 社会福祉協議会が取り組むこと

成年後見制度の広報・相談機能の強化	
事業の概要	<p>認知症や知的障害その他の精神上の障害等により判断能力が不十分な方の財産管理や、身上保護等を法的に支援するために設けられた制度の利用について相談を受け付けています。</p>
現状及び課題等	<p>制度の周知不足や成年後見制度に関する相談窓口としての認知度が低いことが課題です。</p>
今後の取り組み	<p>成年後見制度に関する相談窓口として、対象者やその家族が気軽に相談できるよう広報し、制度利用につながるよう支援します。</p>
日常生活自立支援事業の充実	
事業の概要	<p>認知症や知的障害その他の精神上の障害等により判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援します。</p>
現状及び課題等	<p>専門員2名、支援員2名体制で月1回の支援日に生活費の払い戻しや自宅・施設への訪問をしています。今後、利用者の増加が見込まれる中、支援員の確保、育成が課題です。</p>
今後の取り組み	<p>専門員及び生活支援員の相談援助技術・資質向上を図るとともに、様々なケースに対応できるよう関係機関との連携を図ります。また、ホームページや社協だより等により普及啓発を図り、事業への理解と利用促進に努めます。</p>

(※) DV (Domestic Violence の略)

配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から暴力を受けること。

(※) 虐待

身体的虐待(暴力的行為)や心理的虐待(精神的苦痛)、性的虐待(本人が同意していない性的な行為や強要)、経済的虐待(本人合意なしの財産等の搾取)、ネグレクト(療育放棄・無視)のこと。

## 住民や地域が取り組むこと



- 身近に虐待を受けている方や生きづらさを抱えている方がいたら、児童相談所全国共通ダイヤル「189」や町、大洗町地域包括支援センター等の関係機関に連絡します。
- あらかじめ成年後見制度について理解を深め、今後判断能力が不十分になったときに、成年後見人等をお願いしたい方や代わりにしてもらいたいこと等を考えます。

## 成年後見制度の利用促進に係る体制整備（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度利用促進法に基づき、国の成年後見制度利用促進基本計画が定められました。また、市区町村においても、国の基本計画等を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村基本計画）を定めるよう努めるものとされました。（本計画 p9 参考）

国の基本計画においては、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることを目標としています。

### 市町村基本計画を定めるにあたって具体的に盛り込むことが望ましい内容

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
  - ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
  - ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
  - ・ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- 「チーム」「協議会」の具体化の方針
- 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

参考：市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き

本町では、成年後見制度の利用促進を図るため、令和3年度より県央地域市町村と連携し、成年後見制度における地域連携ネットワークとその中核となる機関（中核機関）を整備します。

地域連携ネットワークについては、家庭裁判所をはじめ、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）や関係機関、行政と連携するための協議会を設置し、成年後見制度における支援の仕組みをつくります。

また、地域連携ネットワークの中心的な役割を担う中核機関は、広域中核機関（水戸市及び水戸市社会福祉協議会）と市町村中核機関（各市町村及び各市町村社会福祉協議会）の2層で設置し、連携をとりながら進めます。

そのため、本町では「大洗町中核機関」を設置し、大洗町社会福祉協議会や大洗町地域包括支援センターとの連携により、担うべき機能を分散して整備します。

## 広域中核機関が担う機能

①広報機能	
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 水戸市や水戸市社会福祉協議会のホームページ、ニュースレター、パンフレット・リーフレット等多様な媒体を通じて、成年後見制度に関する啓発や情報提供を行います。</li> <li>▷ 成年後見制度に対する理解を深めるため、住民（県央地域の9市町村）向けの学習会を実施します。</li> </ul>
②相談機能	
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 住民や介護サービス事業所等だけではなく、市町村中核機関が抱える困難ケースの相談・支援を行います。</li> </ul>
③利用促進機能	
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応するため、市民後見人(※)を養成するとともに、法人後見事業(※)を行う法人を支援します。</li> <li>▷ 専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）等と連携し、適切な成年後見人等が選任されるよう受任者調整を行い、家庭裁判所に推薦する体制を整備します。</li> </ul>
④後見人支援機能	
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 市民後見人(※)養成講座修了生におけるフォローアップ研修を行い、修了生の資質向上を図ります。</li> <li>▷ 市民後見人(※)や親族後見人等が安心して適切に後見業務に取り組めるよう相談・支援を行います。</li> </ul>

## 大洗町中核機関が担う機能

①広報機能 【福祉課・大洗町社会福祉協議会・大洗町地域包括支援センター】	
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 町広報紙（広報おおあらい等）や社協だより、町や大洗町社会福祉協議会のホームページ、チラシ等多様な媒体を通じて、住民や金融機関、介護サービス事業所等の関係機関へ周知する等、成年後見制度に関する啓発や情報提供を行います。</li> <li>▷ 成年後見制度に対する理解を深めるため、住民や介護サービス事業所等に向けた学習会を実施します。</li> </ul>

(※) 市民後見人

市町村等が実施する養成研修を受講し、必要な知識や技術、態度を身に着けた住民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のこと。市民後見人になるために特別な資格等は必要ない。

(※) 法人後見事業

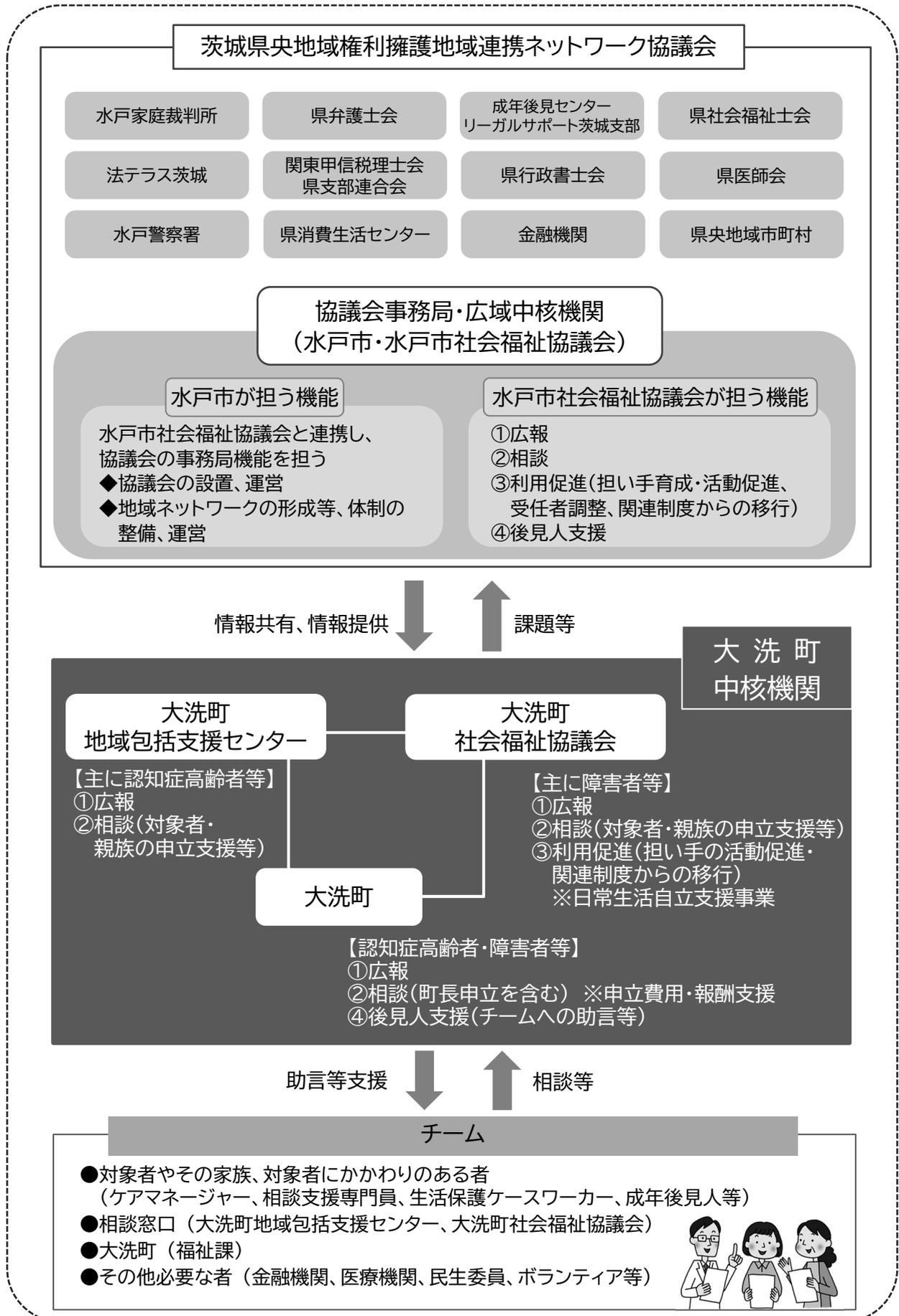
社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分の方の保護・支援を行う事業のこと。

<b>②相談機能</b> 【福祉課・大洗町社会福祉協議会・大洗町地域包括支援センター】	
取り組み内容	▷ 住民や介護サービス事業所等からの権利擁護に関する相談を受け、一人ひとりに合わせた支援を行います。
<b>③利用促進機能</b> 【大洗町社会福祉協議会】	
取り組み内容	▷ 広域中核機関で養成した市民後見人(※)養成講座修了生に対して、事例検討の場（地域ケア会議等）への参加を支援します。 ▷ 日常生活自立支援事業の利用者の判断能力の状態に応じて成年後見制度への移行を支援します。
<b>④後見人支援機能</b> 【福祉課】	
取り組み内容	▷ 対象者を中心とした支援者で「チーム」を形成し、現状の確認や課題の抽出を行うとともに、支援の方向性や支援者の役割分担等の検討・決定を行います。また、継続的にモニタリングを行い、成年後見人等の活動を支援します。

(※) 市民後見人

市町村等が実施する養成研修を受講し、必要な知識や技術、態度を身に着けた住民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のこと。市民後見人になるために特別な資格等は必要ない。

« 茨城県央地域における地域連携ネットワークについて »



## 具体的施策3 総合的な相談支援と情報提供の充実

### 新たな計画にあたって

- 近年、ひきこもりや 8050 世帯(※)、ダブルケア(※)、制度の狭間にあるケース等、地域における課題は複合化・多様化しています。
- 住民アンケート調査によると、本町の保健福祉施策を今後より充実していくために「健康や福祉についての情報提供を充実させる」ことが特に重要と考えている方が、2割台半ばとなっています。
- 複雑で多様なケースに対応できる支援体制づくりと、既存の制度や相談先に関する情報提供の充実が求められています。

### 施策の考え方

- 様々な問題を抱える方を包括的に支援できるよう、関係機関との連携を強化し、きめ細やかで切れ目のない相談支援体制を構築します。
- 誰もが必要な情報を得られるよう、町広報紙や町及び大洗町社会福祉協議会ホームページ、各種パンフレット、SNS(※)等様々な方法で情報を発信します。

### 主要な取り組みの概要

#### 町が取り組むこと

包括的な相談支援体制の構築		【福祉課・健康増進課・関係各課】
取り組み内容	▷ 介護、障害、生活困窮をはじめ、ひきこもり、ニート、ごみ屋敷、8050世帯(※)、ダブルケア(※)、ケアラー(※)等様々な問題に直面している方の支援に対応できる包括的・総合的な相談体制の構築を図るため、関係機関と相談窓口の在り方等について検討します。	
ひきこもり対策の推進		【福祉課・健康増進課】
取り組み内容	▷ 茨城県ひきこもり相談支援センターや茨城県中央保健所等の関係機関と連携し、対象者の実態やニーズの把握に努めるとともに、相談体制の充実・強化を図ります。 ▷ いばらき若者サポートステーション等の関係機関と連携し、社会参加のきっかけづくり等の支援を行います。	

(※) 8050 (ハチマルゴーマル) 世帯

80代の親と50代の子が同居し、子がひきこもり等で親に生計上依存している世帯のこと。

(※) ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

(※) SNS(Social Networking Service の略)

個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。

(※) ケアラー

高齢や身体上の又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な方に対して、無償で介護、看護、療育、日常生活上の世話や援助を行っている人こと。ケアラーの中でも、18歳未満の人は、ヤングケアラーという。

## 福祉サービス等に関する相談・情報提供体制の充実

【福祉課・こども課・健康増進課】

### 取り組み内容

- ▷ 高齢者や障害者、子育て世代等が抱える様々な福祉に関する困りごとを気軽に相談することができるよう、大洗町地域包括支援センターや大洗町子育て世代包括支援センター「ほっと」等の各種相談窓口の役割や機能に関する周知及び利用促進に取り組みます。また、各窓口の連携によって、支援につながる情報提供や相談体制づくりに取り組みます。
- ▷ 住民によって必要な情報の内容や情報を得る手段が異なることに対応できるよう、町広報紙（広報おおあらい等）や町ホームページ、各種パンフレット等多様な媒体の活用を行い、情報発信の充実に取り組みます。

## 専門知識を持つ人材の確保

【福祉課・こども課・健康増進課】

### 取り組み内容

- ▷ 様々な相談に迅速かつ横断的に対応することができる相談体制を確保するため、各種研修の充実や情報共有等を通じて職員のレベルアップを図ります。

## 社会福祉協議会が取り組むこと

### ホームページの内容の充実

#### 事業の概要

事業紹介、予算・決算等の情報公開、各種行事の案内、ボランティア活動等の情報を発信しています。

#### 現状及び課題等

事業の周知徹底が課題です。

#### 今後の取り組み

周知・広報を強化するとともに、きめ細かな情報を最新の内容に更新できるよう努めます。

### 社協だよりの発行

#### 事業の概要

必要な福祉情報が住民に届くよう、社協だよりで事業紹介、予算・決算等の報告を行っています。また、各種案内の通知やボランティア活動等の情報を町内会に加入している各世帯へ年4回配布しています。

#### 現状及び課題等

紙面での発行に加え、ホームページでもデータを公開しています。しかし、町内会に未加入の世帯等に配布できていないことが課題です。

#### 今後の取り組み

公的機関や住民が集まりやすい場所に社協だよりを配置することで、より多くの住民に届くような工夫をしていきます。

情報提供手段の充実	
事業の概要	必要な福祉情報が住民に届くよう町広報紙（広報おおあらい等）や防災行政無線等を活用し、幅広い世帯に情報を発信します。
現状及び課題等	町内会に未加入で支援が必要な世帯や年齢層の若い世代に対する周知・広報が課題です。
今後の取り組み	町内会に未加入の世帯で支援が必要な住民に対しては、行政や各関係機関に十分な周知を図ることで、各方面での相談対応時に連携がとれるよう努めます。また、年齢層の若い世代への周知としてSNS(※)等の活用を推進します。
総合相談窓口の充実	
事業の概要	総合相談窓口として、住民の相談内容に応じて各種関係機関と連携することで、複合的な課題等に対応しています。
現状及び課題等	複合的な課題の相談に対する対応力の強化が課題です。
今後の取り組み	様々な相談内容に対応できるよう、窓口職員の各種制度に対する理解を深めるとともに、関係機関との連携を図ることで、相談のワンストップ化を目指します。
地域包括支援センターの充実	
事業の概要	総合相談、介護予防支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント事業(※)を柱とし、高齢者やその家族が安心して生活できるよう支援、対応していきます。
現状及び課題等	相談には迅速に対応し、休日・夜間帯の相談についても電話にて対応しています。
今後の取り組み	引き続き迅速な対応を行っていくとともに、多職種・関係機関との連携強化を図っていきます。
高齢者相談センターの充実	
事業の概要	初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施にあたって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態把握等を行います。
現状及び課題等	来所、訪問による初期相談や町福祉課からの訪問リストにより実態把握を行っています。しかしながら、本センターの認知度向上が課題です。
今後の取り組み	町・地域包括支援センター・高齢者相談センターの連携を強化するとともに、課題の共有を図るための定例会を開催します。また、本センターの広報啓発を積極的に行い、相談窓口としての有効活用を促進します。

(※) SNS(Social Networking Service の略)

個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。

(※) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、一人ひとりの高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実施する事業のこと。

地域包括ケアシステムの推進	
事業の概要	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務として地域ケア会議（自立支援型個別会議、町ぐるみ会議、 <sup>アップ シェアリング</sup> UP-SHARING）を開催し、地域課題の抽出等を行い、町福祉課主催の地域ケア推進会議に提言していきます。
現状及び課題等	町内の事業所や各関係機関に対し、地域ケア会議の目的をいかに浸透させ、定着させることができるかが課題です。
今後の取り組み	定期的に会議を開催することにより目的を浸透させていくとともに、ICT(※)を活用することで会議に参加しやすい環境を整えます。
相談支援事業の充実（障害者総合支援法）	
事業の概要	障害児（者）やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービス等の利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行っています。
現状及び課題等	障害福祉に関する相談窓口としての認知度が低いことが課題です。
今後の取り組み	障害福祉に関する相談窓口として、障害児（者）やその家族が気軽に相談できるよう、周知・広報を強化します。
心配ごとと無料弁護士相談事業の継続実施	
事業の概要	家庭での心配ごとや法律問題、その他生活上での困り事の相談対応を月1回、第1金曜日に弁護士を招いて予約制で行っています。
現状及び課題等	住民の幅広い相談に応じ、適切な法的助言等を行っています。
今後の取り組み	より相談しやすい受け入れ体制の整備を推進します。

## 住民や地域が取り組むこと



- 悩みごとや心配ごとをひとりで抱え込まず、周囲の方に相談します。
- 地域での見守りや声掛け等地域での支え合いを進め、支援が必要な方に気づいた場合は、町や大洗町社会福祉協議会、相談機関等に連絡します。
- 地域で情報共有や意見交流を行える場をつくりまします。

(※) ICT(Information and Communication Technology の略)

情報通信技術のこと。身近な例では、SNS 上でのやり取りやメールでのコミュニケーションも該当する。

## 具体的施策4 福祉環境の充実

### 新たな計画にあたって

- 第6期大洗町障害福祉計画・第2期大洗町障害児福祉計画によると、大洗町が暮らしにくいと住民が感じる点では「交通機関が利用しにくい」「買物や外での食事が不便」「段差や道幅の問題で外出しにくい」等が挙げられています。
- 住民アンケート調査によると、大洗町社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後特に充実してほしいものでは、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」「自宅で生活する上での福祉サービスの充実」「福祉サービスに関する情報発信の充実」等が挙げられています。
- 誰もが地域で自立した生活を送るために、快適なまちにすることが求められています。

### 施策の考え方

- 子ども・高齢者・障害者等社会的弱者に対し、それぞれのニーズに合わせたサービス提供の基盤整備を進め、必要とされるサービスが必要としている方に行き届く環境づくりに努めます。
- バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえて、誰もが利用しやすいと感じる施設や道路の整備を進めます。

### 主要な取り組みの概要

#### 町が取り組むこと

ニーズに合った各種福祉サービス提供体制の充実	
【福祉課・こども課・健康増進課】	
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者保健福祉施策や介護保険制度における適切なサービス選択のための情報共有体制の整備に努めるとともに、介護サービス事業所及び各関係機関が包括的に支援できるようネットワークづくりを推進します。</li> <li>▷ 障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害の状態や生活状況に応じた適切な障害福祉サービスの提供に努めるとともに、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス基盤の整備を促進します。</li> <li>▷ 多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供及び教育環境の整備等、地域の子育て力を向上させるための施策の充実に努めるとともに、大洗町子育て世代包括支援センター「ほっと」を拠点に関係機関と連携し、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援について一層の充実を図ります。</li> </ul>
誰もが快適なまちづくり	
【都市建設課・まちづくり推進課・関係各課】	
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 誰もが快適なまちにしていけるため、大洗町都市計画マスタープランに基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが地域で自立した生活を営むことができる街並みや道路歩道、公共施設の整備を図ります。</li> </ul>

# 社会福祉協議会が取り組むこと

お買い物ツアー「シルバーほっと大洗」の充実	
事業の概要	買い物に支障をきたしている高齢者等を対象に生活必需品（食料・衣料・生活雑貨等）の購入を目的に買い物支援を行います。
現状及び課題等	今後も需要の増加が見込まれることから、適正な事業規模の在り方等が課題となっています。
今後の取り組み	関係機関との連携を図り、必要とする対象者が利用できるように進めていきます。また、参加者のニーズに合わせて、購入店舗や事業の内容を充実するとともに、適正な事業規模について検討を深めていきます。
福祉車両貸出事業の継続実施	
事業の概要	車いすを使用している方がいる家庭に対し、通院や外出を目的として、車いすに乗ったまま乗車できる福祉車両の貸し出しをします。
現状及び課題等	利用者の減少傾向が課題となっています。
今後の取り組み	周知・広報を強化するとともに、利用者の安全に配慮して事業を継続していきます。
居宅介護支援事業の推進（介護保険）	
事業の概要	要介護等認定者に対し、自立した生活を目指し、本人、家族の要望を尊重した上で適切な介護サービスが利用できるよう支援します。
現状及び課題等	8050世帯(※)等複合的な援助を必要とする世帯への対応が課題です。
今後の取り組み	関係機関や地域の支援者等と連携を図りながら、柔軟に対応できるよう努めていきます。
訪問介護事業の推進（介護保険）	
事業の概要	要介護等認定者に対し、自立した生活を目指し、自宅で身体介護や生活援助等を行います。
現状及び課題等	訪問介護員の担い手不足が課題です。
今後の取り組み	訪問介護員の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図るため、訪問介護事業所内の研修を開催します。
通所介護事業の充実（介護保険）	
事業の概要	要介護等認定者に対し、自立した生活を目指し、身体機能の維持・向上を図ります。
現状及び課題等	利用者個々の介護計画に沿って、送迎・入浴・食事・体操・レクリエーションのほか、外出・外食・季節ごとの行事を行っています。
今後の取り組み	地域密着型事業所として、行政主催の行事等に積極的に参加するほか、地域のボランティア団体、介護保険施設等とのかかわりを推進していきます。

(※) 8050（ハチマルゴーマル）世帯

80代の親と50代の子が同居し、子がひきこもり等で親に生計上依存している世帯のこと。

### 相談支援事業の充実（障害者総合支援法）

事業の概要	障害支援区分の認定を受けた方が障害福祉サービスを受けられるように、家庭環境に即したサービス計画を作成しています。
現状及び課題等	きめ細かな対応や訪問が思うようにできていないことが課題です。
今後の取り組み	職員体制を整備するとともに、周知・広報を強化していきます。

### 訪問介護事業の推進（障害福祉サービス）

事業の概要	障害支援区分の認定を受けた方が在宅での生活を営めるよう、個別支援計画に基づき、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、移動支援等のサービスを提供します。
現状及び課題等	訪問介護員の担い手不足が課題です。
今後の取り組み	訪問介護員の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図るため、訪問介護事業所内の研修を開催します。

### 地域活動支援事業の充実（ワークスしおかぜ）

事業の概要	在宅の障害者等が社会適応能力を身に付けて地域で生活するために、一人ひとりの能力にあった目標や目的を決め、自立した生活を営めるように支援しています。
現状及び課題等	魅力ある新たな活動内容等の取り組みが課題です。
今後の取り組み	活動内容を増やすことで事業所としての充実を図るとともに、周知・広報を強化します。

### かもめ保育園事業の円滑な運営

事業の概要	日常の遊びや様々な体験活動・集団活動を通じた心身の発達と基本的生活習慣の確立を園の方針の柱とし、年齢に応じた計画を立て、教育と保育の一体性を重視した保育に努めています。
現状及び課題等	保護者からの相談対応や子育て拠点としての地域との連携が課題です。
今後の取り組み	関係機関と連携を図りながら、地域の子育ての拠点となり、保護者や地域の多様なニーズに対応できるような体制を整備します。

## 住民や地域が取り組むこと



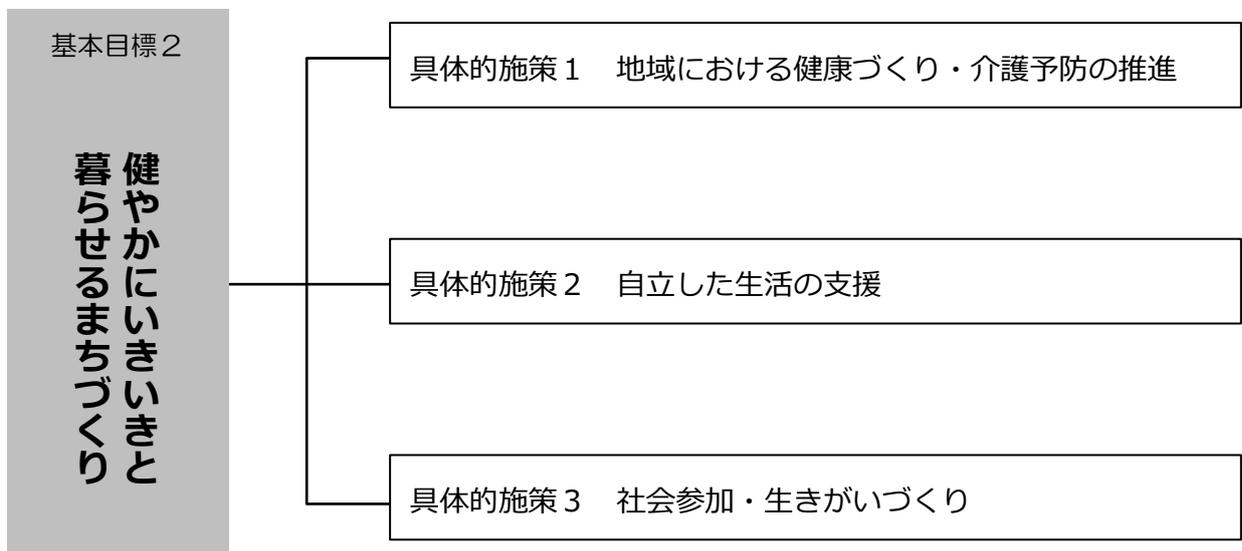
- 様々な福祉サービスの内容について、正しく理解し、適切に利用します。
- 福祉サービスを受けられずに困っている方がいたら、地域の身近な相談を担う民生委員・児童委員や大洗町社会福祉協議会等の相談窓口に知らせます。
- 施設の整備や改修の場合は、利用者が使いやすいよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。

## 基本目標2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

### …基本目標の考え方…

社会参加を促進することは、地域からの孤立を防ぎ、役割や生きがいつくり、ひいては自身の健康増進につながります。生涯にわたり健康で自分らしくいきいきと暮らせるよう、住民の自発的な社会参加や健康づくりを推進します。また、経済的な問題等により生活に困りごとや不安を抱えている方が地域で自立して生活できるよう、包括的な支援体制を構築します。

### 施策の体系



## 具体的施策1 地域における健康づくり・介護予防の促進

### 新たな計画にあたって

- 住民アンケート調査によると、大洗町の保健福祉施策で充実していると感じる取り組みでは、「健康づくり活動への支援」が最も多くなっています。
- また、暮らしの中の悩みや不安では、「自分や家族の健康に関すること」が最も多くなっています。
- 住民が、自分の住み慣れた地域で最期までいきいきと暮らすことができるよう、住民の健康意識の向上と健康づくり活動の活性化が大切です。

### 施策の考え方

- 各種健康診査の受診率・参加率向上に向けて、受診しやすい体制づくりと情報発信力の向上を目指します。
- 住民が積極的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう、各関係機関と連携して、健康診査等の結果に基づいた指導や相談の機会及び健康・介護予防に関する学習機会の確保に努めます。

### 主要な取り組みの概要

#### 町が取り組むこと

健康づくりの推進	【健康増進課】
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 生活習慣病の発症予防及び重症化予防に向け、がん対策、循環器疾患・糖尿病対策、慢性閉塞性肺疾患（COPD）（※）対策を推進します。</li> <li>▷ 健康的な食生活の普及促進をはじめ、運動習慣の定着、定期的な健康診査・がん検診の受診促進、虫歯及び歯周病の予防のほか、禁煙や適切な飲酒の促進、こころの健康づくりの普及・啓発を推進します。</li> <li>▷ ライフステージごとの健康課題に合わせた健康づくりを推進します。</li> </ul>
介護予防の推進	【福祉課】
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 介護予防やフレイル（※）に関する啓発を行い、高齢者の介護予防への取り組みを促進します。</li> <li>▷ 各種健康診査や保健指導等の充実を図り、高齢者の心身の状態の把握や介護予防、重度化防止のための取り組みに活用します。</li> <li>▷ 世代や職種を問わず、認知症予防に対する正しい理解の普及・啓発を行います。</li> </ul>

（※）慢性閉塞性肺疾患（COPD）

たばこの煙等に含まれる有害物質に長期間曝露されることにより、肺が持続的な炎症を起こし、呼吸機能の低下等を起こした状態のこと。

（※）フレイル

閉じこもりや不活発な生活により加齢に伴って心身が衰弱し、進行すると要介護になる恐れがある虚弱な状態のこと。

## 社会福祉協議会が取り組むこと

介護予防講座の充実	
事業の概要	サロン等の依頼により、健康状態の維持・向上を目的に、介護予防に関する講座を実施します。
現状及び課題等	認知症ミニ講座だけではなく、より一層地域ニーズに合わせた介護予防に関する講座を検討する必要があります。
今後の取り組み	サロンでアンケートを実施し、参加者の興味のある内容で短時間の講座ができるよう準備を進めていくとともに、健康状態の維持・向上に役立てられるような講座を増やします。
子育て支援券配布事業の充実	
事業の概要	町健康増進課で実施している4～5か月時の乳児健康相談及び1歳6か月時の健康診断時に、町内の契約をした薬局等で子ども用品購入に使える支援券を配布し、相談や受診率向上を図るとともに、早期の乳児等の虐待発見や虐待防止を図ります。
現状及び課題等	仕事等の都合により平日の来訪が難しい世帯に対する支援券の配布や、支援券の利用店舗が少ないことによる利便性の低さが課題です。
今後の取り組み	関係機関と連携し、周知・広報を強化するとともに、対象者の利便性向上を図るため、受付方法の多様化や対象店舗の拡充に努めます。また、制度充実に向けた助成額の見直しを図ります。
まいけんクラブの活性化（介護予防事業）	
事業の概要	介護認定を受けていない概ね65歳以上の住民を対象として、認知症の前段階であるMCI（軽度認知障害）に着目し、認知症予防・閉じこもり防止・運動機能向上を図ることを目的とします。
現状及び課題等	自宅でも行える継続的なプログラムの設定をしているが、実際に在宅でも継続できている利用者が少ないことが課題です。
今後の取り組み	終了後も引き続き介護予防に取り組めるよう、提供プログラム内容を工夫します。

## 住民や地域が取り組むこと



- 健康づくりに関心を持ち、町内で行われている各種介護予防事業に積極的に参加して健康維持に努めます。
- 自身の健康を把握するため、健康診断や各種検診を定期的に受診します。
- 自分や家族の健康に興味関心を持ち、運動や食事、睡眠等の生活習慣を見直して、規則正しい生活を目指します。

## 具体的施策2 自立した生活の支援

### 新たな計画にあたって

- 本町の令和2年の生活保護の保護率が県平均保護率を10ポイント以上上回っていること、高齢者単身世帯割合が県平均よりも高い状態が続いていること等からもわかるように、支援が必要な方、今後支援が必要になると思われる方が多くみられます。
- 生活困窮者に対する支援や高齢者及び障害者に対する日常的な支援、経済的な助成等、地域で自立した生活を送るための支援の拡充が必要です。

### 施策の考え方

- 生活困窮者等が自立した生活を続けられるよう、支援を拡充します。
- 安全で安心な地域を目指すため、犯罪や非行をした方の立ち直りを支える再犯防止に関する取り組みを推進します。

### 主要な取り組みの概要

#### 町が取り組むこと

経済的助成制度の周知・適正利用の促進		【福祉課・こども課・学校教育課】
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 低所得者の個々の状況を把握し、就学助成や各種手当、生活保護制度等の経済的助成事業の周知を図るとともに、茨城県福祉相談センター（県央福祉事務所）や大洗町社会福祉協議会等と連携し、事業の適正な利用を促進します。</li> </ul>	
生活困窮者・子どもの貧困への対応		【福祉課・こども課】
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 生活状況が深刻化する前の相談につなげるため、一次相談窓口を設置し、様々な経済的助成事業の総合的な相談・支援を行います。</li> <li>▷ 茨城県福祉相談センター（県央福祉事務所）や大洗町社会福祉協議会と連携し、相談事業の質の向上を図ります。</li> <li>▷ 経済的な理由や家庭環境等によって学習機会に恵まれない子どもを支えるため、茨城県が実施する学習サポートや進路・生活の相談等の活動を支援します。</li> </ul>	
再犯防止の推進		【福祉課】
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 犯罪や非行をした方のうち、高齢や障害、生活困窮等により福祉的な支援を必要とする方に対し、円滑なサービスが提供できるよう茨城県地域生活定着支援センター等の関係機関との連携を図り、社会復帰を支援します。</li> <li>▷ 水戸保護観察所等の関係機関と連携し、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、罪や非行の防止と犯罪を犯した方の更生に対する地域の理解促進に努めます。</li> </ul>	

## 社会福祉協議会が取り組むこと

重度障害者タクシー助成事業の継続実施	
事業の概要	障害者手帳を所持し、条件に該当する重度障害児（者）にタクシー代金の一部が援助される助成券（年1回48枚綴り）を発行します。
現状及び課題等	対象世帯に対する周知不足が課題です。
今後の取り組み	社協だよりやホームページへの掲載、町内会へのチラシ配布、大洗町民生委員児童委員協議会や関係機関への周知等により広報の強化に努めます。
シルバービューティー事業の継続実施	
事業の概要	美容室に出向くことが困難な女性高齢者及び女性重度障害者に対し、頭髪のカットや軽い化粧を行うための経費の一部を年最大6回まで助成します。
現状及び課題等	対象者とつながりを持つ関係機関に対する周知不足が課題です。
今後の取り組み	周知・広報を強化するとともに、利用者のニーズを反映し、事業内容の充実に努めます。
生活福祉資金貸付事業の体制充実	
事業の概要	茨城県社会福祉協議会の行う事業で、低所得者等貸付条件に該当する方に、生活をしていく上で必要な金銭を借りるための申請の窓口業務を行います。
現状及び課題等	複合的な課題を抱える相談が増えており、他の関係機関との連携が課題です。
今後の取り組み	複合的な課題を抱える相談にもワンストップで対応するため、各関係機関との連携を強化するとともに、相談対応の資質向上を目指します。

## 住民や地域が取り組むこと



- 相手に寄り添って話を聞き、身近な方の相談相手になります。
- 生活に困窮し、支援を必要としている方が身近にいたら、関係機関に相談します。
- 犯罪から立ち直ろうとする方が孤立することなく、地域の一員として社会復帰することを支え、見守ります。
- 悩みを家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用します。

## 具体的施策3 社会参加・生きがいづくり

### 新たな計画にあたって

- 文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が平成30年に施行されました。
- 障害の有無にかかわらず、誰もが生きがいを持って生活できるよう、社会参加の場の確保や機会の充実が求められています。

### 施策の考え方

- 誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、元気に暮らせるよう、生きがい活動や高齢者クラブ等の活動を支援します。
- 就労や社会奉仕活動、趣味、学習等多様なライフスタイルに合わせて、活動の場や社会参加の機会の充実を図ります。

### 主要な取り組みの概要

#### 町が取り組むこと

高齢者の生きがい・社会参加の促進		【福祉課・こども課・生涯学習課】
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう、高齢者の生きがい活動を支援し、高齢者の生涯学習、社会参加、多世代交流、地域貢献活動の機会を増やします。</li> <li>▷ 高齢者の就労機会確保の一環として、大洗町シルバー人材センターへの支援を行います。</li> <li>▷ 高年者クラブの活動支援を行います。</li> </ul>	
障害者の社会参加の促進		【福祉課】
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 障害者の自立と社会参加のため、地域のイベント、スポーツレクリエーション活動等に気軽に参加できるよう支援します。</li> <li>▷ 日中活動や就労の場を提供する等の支援を行います。</li> </ul>	

## 社会福祉協議会が取り組むこと

生きがい活動支援通所事業の充実	
事業の概要	介護認定を受けていない概ね 65 歳以上の住民で、かつ自宅に閉じこもりがちな高齢者に対し、健康づくりや趣味、レクリエーション、創作活動等を行う場所を提供し、外出の機会を設け、介護予防を図ります。
現状及び課題等	足腰が弱り手助けが必要な参加者が増えています。また、本事業の対象者が増加傾向にある中で、事業充実に向けた取り組みが課題です。
今後の取り組み	事業の PR をして、引き続き新規募集を増やしつつ、プログラムのマンネリ化を防ぐため、ニーズに合わせた活動内容の拡充を図っていきます。また、日々変わる参加者の身体状況に合わせ、関係機関と連携を図り、必要となる支援に円滑につなげていきます。
高齢者クラブ連合会及び単位クラブの育成強化・支援	
事業の概要	高齢になっても楽しく生きがいを持って安心して暮らしていくために、スポーツや奉仕活動を通して、交流と生きがいをつくり、社会活動への取り組みや会員相互の親睦を図れるよう、高齢者クラブ連合会及び単位クラブを育成・支援します。
現状及び課題等	会員の平均年齢が上がり、会員数の減少や会長の担い手不足が深刻化していることから、単位クラブの強化等が課題となっています。
今後の取り組み	会員の増強を目指し、勧誘や広報による PR を強化します。また、行政と連携し、事業の充実やリーダーの育成等により連合会・単位クラブを支援していきます。

## 住民や地域が取り組むこと



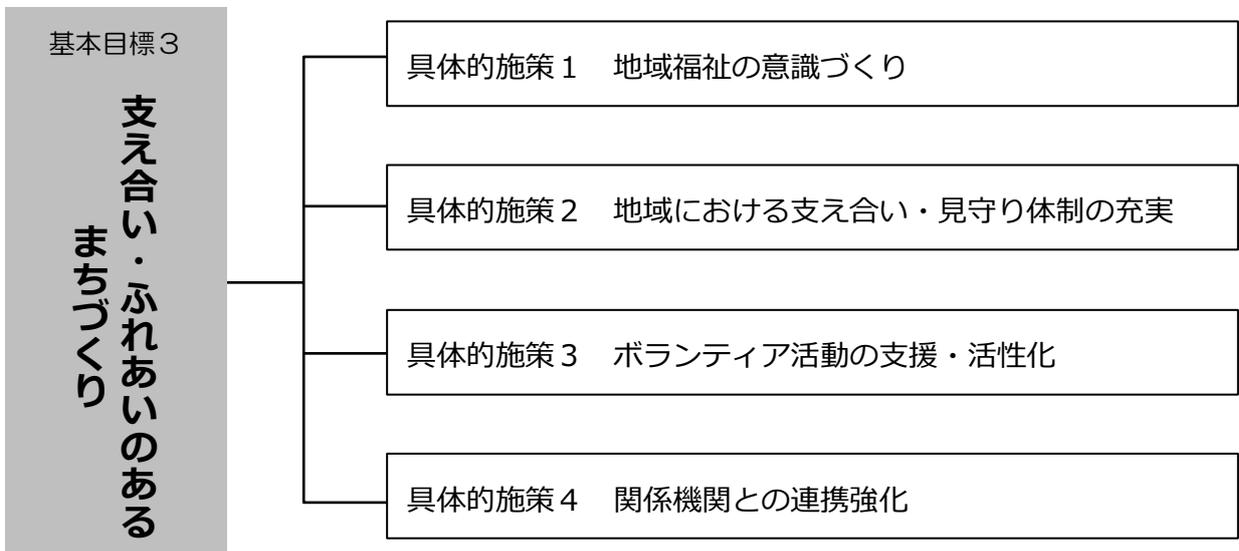
- 高齢者クラブ等の活動へ積極的に参加し、健康維持や生きがいづくりに取り組みます。
- 町主催の事業やイベントに出向き、地域の方とのかかわりを持ちます。
- 元気な方が地域で活動できるよう近所で声掛けを行い、活動の場を提供します。

## 基本目標3 支え合い・ふれあいのあるまちづくり

### …基本目標の考え方…

地域福祉を推進するためには、制度や仕組みはもちろん、実際に助け合い・支え合いの主体となる人づくりが最も重要になります。子どもから高齢者まで幅広い層に対して、地域福祉への理解や関心を深めてもらえるよう、啓発活動や福祉教育を充実させます。また、住民がボランティア活動等の地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

### 施策の体系



## 具体的施策1 地域福祉の意識づくり

### 新たな計画にあたって

- 住民アンケート調査によると、地域の身近な課題の解決方法では、「町と住民が協力して解決したい」が5割を超えており、最も多くなっています。
- 行政と住民が一体となって地域福祉を進めることができるよう、福祉意識の醸成や住民同士の相互理解の促進等が大切です。

### 施策の考え方

- 住民が、地域福祉に興味関心を持つことができるよう、各種イベントの開催や多様な媒体を通じた情報発信等、啓発活動を積極的に行います。
- 福祉を学び体験できる機会を創出し、担い手の育成や住民同士の相互理解の推進につなげていきます。

### 主要な取り組みの概要

#### 町が取り組むこと

啓発・広報活動の推進		【福祉課】
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 住民の福祉意識の向上を図るため、町広報紙(広報おおあらい等)や町ホームページ等多様な媒体を通じて、地域福祉に関する啓発や情報提供を行います。</li> <li>▷ 大洗町社会福祉協議会や関係機関が開催する各種イベント等において、より多くの住民が福祉と向き合う機会づくり、啓発、広報活動の充実を図ります。</li> </ul>	
福祉教育・学習の推進		【福祉課・学校教育課】
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 学校における体験学習や体験ボランティア等福祉教育を推進します。</li> <li>▷ 学校行事や日常の教育活動において、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を推進します。</li> </ul>	
相互理解の推進		【福祉課】
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 高齢者や障害者、国籍、性的マイノリティ等を特別視することなく、多様な方々が社会の中で生活することができるよう、正しい理解と認識を図るため、住民意識を醸成します。</li> </ul>	

## 社会福祉協議会が取り組むこと

ボランティア体験の充実	
事業の概要	地域活動・ボランティア活動の推進を図るため、関係機関と連携し、夏休みボランティア体験や福祉体験等を通じて、ボランティア活動のきっかけの提供や福祉についての意識の向上を図ります。
現状及び課題等	介護サービス事業所や障害者施設での体験希望者が少ないため、高齢者、障害者への理解促進をどう進めていくのかが課題となっています。
今後の取り組み	高齢や障害に対する関心を高められるようプログラム内容を見直すとともに、夏休みボランティア体験以外にも様々な体験を実施し、ボランティアや福祉に対する意識向上を図っていきます。
小学校での福祉体験教室の開催	
事業の概要	これからの地域福祉の担い手を育成するため、小学校で福祉体験（点字・アイマスク・手話・車いす等）教室を実施します。
現状及び課題等	福祉体験を実施していない小学校に対して、どのように理解をしてもらい授業に取り入れてもらえるかが課題です。
今後の取り組み	町内全小学校での実施を目標とし、各小学校のニーズに合わせたプログラムを作成し、調整を行い実施していきます。
大洗健康福祉・長寿まつりの連携開催	
事業の概要	子どもから高齢者、障害者等と一緒に楽しめる様々なイベントを開催し、長寿のお祝いと健康福祉への理解・関心を深めるため、毎年、住民・ボランティア団体・介護サービス事業所等・町・社会福祉協議会が連携を図り、大洗健康福祉・長寿まつりを開催します。
現状及び課題等	講演会や障害者施設、小学校等による発表等、高齢者から子どもまでみんなで楽しみながら福祉と健康にふれあえるイベントを実施しています。
今後の取り組み	現在の大洗健康福祉・長寿まつりの規模を維持し、協力団体と連携しながら、福祉への理解・関心を深めてもらえるよう推進していきます。また、本テーマである「福祉」についての関心をさらに持ってもらえるように、講師の選定やブースの設置内容を工夫していきます。

## 住民や地域が取り組むこと



- 地域課題や困っていることを共有するために、日頃から地域の方とのあいさつや交流を心がけます。
- お互いを思いやることができる心を育てます。
- 福祉に関する各種イベントや体験教室等に積極的に参加して、福祉について学びます。

## 具体的施策2 地域における支え合い・見守り体制の充実

### 新たな計画にあたって

- 住民アンケート調査によると、住民に支援してほしいことでは、「ひとり暮らしの高齢者の見守り訪問や声掛け」が4割、「災害等の緊急時の援助」が3割を超えています。
- また、支え合い活動として自分にできることでは、「ひとり暮らしの高齢者の見守り訪問や声掛け」と「路上のごみの管理等、環境の保全活動」が3割程度となっています。
- 見守り訪問や声掛けを必要としている方や緊急時の援助が必要な方がいることを認識し、地域で支え合うことのできる仕組みをつくっていくことが重要です。

### 施策の考え方

- 住民同士の見守り、見守られる関係を築き、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちを目指します。
- 制度の狭間の問題等、公的制度やサービスでは対応が難しい新たなニーズに対応していくため、多様な関係機関や住民との連携を強化し、支え合いの体制を構築します。

### 主要な取り組みの概要

#### 町が取り組むこと

住民主体での支え合いの推進		【福祉課】
取り組み内容	▷ 住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる環境整備を推進するため、大洗町社会福祉協議会等の関係機関との連携を一層強化し、課題解決活動への支援を行います。	
民生委員・児童委員等との連携		【福祉課・こども課】
取り組み内容	▷ 民生委員による、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への訪問活動を実施します。 ▷ 関係機関と児童委員、主任児童委員が連携し、支援が必要な児童の早期発見、見守り活動につなげます。	
見守り体制の充実		【福祉課】
取り組み内容	▷ 高齢者や障害者、生活困窮者等の支援を必要とする方に対し、民生委員・児童委員や住民等による見守り活動が適切に行われるよう、その体制づくりを支援します。 ▷ 8050世帯(※)や制度の狭間で困っている方の把握方法について、大洗町社会福祉協議会や介護サービス事業所等の関係機関と協議し、検討していきます。	

(※) 8050 (ハチマルゴーマル) 世帯

80代の親と50代の子が同居し、子がひきこもり等で親に生計上依存している世帯のこと。

## 社会福祉協議会が取り組むこと

サロン活動の充実	
事業の概要	地域の方々がお互いに支え合い、気軽に楽しく話し合える交流の場です。利用者の健康増進や生きがいを図るとともに、地域での孤立を防ぎ、社会参加を促します。
現状及び課題等	令和2年度現在では町内17か所で実施されており、サロンが開催されていない地域での実施に向けた調整が必要とされています。
今後の取り組み	サロンが開設されていない地域における新規開設の立上げ支援を行うとともに、既存サロンの継続的支援と活性化に取り組みます。なお、サロン開催日数についても、月2回を目標に増やしていきます。
認知症施策の充実	
事業の概要	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するため、関係機関と連携し、認知症に関する正しい理解の普及・啓発、相談窓口の周知等を行っています。
現状及び課題等	認知症が疑われる高齢者等の早期発見、早期対応が行えるよう、各種相談事業、関係機関との連携推進が課題となっています。あわせて、更なる見守り強化に向けた周知啓発が必要となっています。
今後の取り組み	町内のキャラバン・メイト(※)と協力し、町内2か所の中学校や希望の事業所等において認知症サポーター養成講座の実施を継続するほか、地域包括支援センターや高齢者相談センター及び関係機関との連携強化を図り、状況確認訪問を行います。また、ICT(※)の活用も含め、認知症についての理解や対応、相談窓口の周知を行っていきます。
配食サービスの継続実施	
事業の概要	概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯等に対し、安否確認とバランスの摂れた食生活を保てるよう、民生委員・児童委員やボランティアの協力を得て弁当を配達し、安否確認をしています。
現状及び課題等	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等安否確認が必要とされる方のきめ細かな把握が課題です。
今後の取り組み	民生委員・児童委員や地域包括支援センター等他関係機関との情報共有・連携を図っていきます。

(※) キャラバン・メイト

所定の研修を修了した方で、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を伝える認知症サポーター養成講座の講師のこと。

(※) ICT(Information and Communication Technology の略)

情報通信技術のこと。身近な例では、SNS 上でのやり取りやメールでのコミュニケーションも該当する。

## 共同募金運動の推進

事業の概要	住民の自主的な助け合い精神を基調とした社会連帯、相互扶助の精神に基づいた活動として、「赤い羽根共同募金運動」、「歳末たすけあい募金運動」を実施します。
現状及び課題等	共同募金に対する住民の理解促進が求められています。また、募金の大部分を戸別募金（町内会の協力による世帯ごとの募金）に頼っていますが、町内会加入率が低下しているため、戸別募金以外の募金方法に力を入れていく必要があります。
今後の取り組み	広報活動を強化することで、募金運動への理解促進を図るとともに、新たな募金方法や依頼先を開拓し、募金の増額に努めます。

## 住民や地域が取り組むこと



- 友人や知人を誘い、サロン活動等に参加するとともに、休みがちな利用者に対し、声掛けをします。
- 積極的に地域の見守りや支え合いの活動に参加します。
- 普段からあいさつ等を行い、地域の方とのかかわりを広げていくとともに、自分が協力できることの情報積極的に提供します。
- 地域の中で気軽に「手伝って」と言える関係をつくれます。
- 認知症等に対する知識や理解を深め、認知症等になった方に対し、今までと変わらないかかわり合いを持ち、地域で温かく見守ります。

## 具体的施策3 ボランティア活動の支援・活性化

### 新たな計画にあたって

- 住民アンケート調査によると、地域活動やボランティア活動等の支援活動に「現在、参加している」方と「参加したことがないが今後は参加したい」方が合わせて4割となっています。
- また、現在支援活動に参加していない方が、そのような活動に対して活動や参加をしても良いと思う条件について、「活動時間や曜日が自由」「気軽に参加できる」「身近なところで活動できる」等が挙げられています。
- 参加意欲のある方が活動しやすい体制づくりや、ニーズに合わせた活動機会の拡充が求められています。

### 施策の考え方

- 積極的な情報提供やボランティア養成講座等の開催により、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 活動場所の提供や活動費の助成及び地域で活動していく上での相談対応等を通し、ボランティア団体の活動が充実するよう支援します。

### 主要な取り組みの概要

#### 町が取り組むこと

社会活動情報の提供拡充		【福祉課】
取り組み内容	▷ 町広報紙（広報おおあらい等）や町ホームページ等多様な媒体を通じて、ボランティア活動や社会活動、地域活性化につながる活動等の情報を広く速やかに周知する等、積極的な情報発信に努めます。	
ボランティア活動の活性化支援		【福祉課・生涯学習課】
取り組み内容	▷ 地域福祉や生涯学習の活動を行うボランティア団体等に対して、恒久的な活動を行えるよう活動の場の提供や情報提供等の支援を行い、活動の活性化を図ります。 ▷ ボランティア活動を新たに始めようとする住民や団体等に対し、必要な助言や各種情報提供を行います。 ▷ 小中学生やその保護者が福祉に興味関心を持てるよう、大洗町社会福祉協議会と連携してボランティア活動の機会や場を提供します。	

# 社会福祉協議会が取り組むこと

ボランティアセンターの運営と機能強化	
事業の概要	ボランティアセンターの運営を行います。ボランティア活動を行うための相談窓口、登録、紹介、調整、コーディネート等ボランティアの支援、育成を実施し、地域福祉を担う人づくりを推進します。
現状及び課題等	ボランティア活動の広報啓発や地域ニーズの十分な把握ができていないため、ボランティアに関する情報提供が課題となっています。
今後の取り組み	介護サービス事業所や NPO 法人、サロン、行政等の受入先と連携し、どのような場所でどのような活動があるのか明確にリスト化し、情報を積極的にホームページ等で公開していきます。
ボランティア養成講座の開催	
事業の概要	地域で活動できる各種ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成・支援をしています。
現状及び課題等	地域のニーズや目的に合った多種多様な講座が開催できていないこと、また、講座の受講者を新規活動者としてボランティア活動につなげることができていないことが課題です。
今後の取り組み	地域ニーズや目的に合った養成講座を企画・開催し、講座を通じて新たな人材育成・確保につなげます。また、受講者に対し、ボランティア活動につなげられるよう支援していきます。
ボランティア連絡協議会への支援	
事業の概要	各団体同士の情報交換・交流・学習や協働活動を進めることを目的とした大洗町ボランティア連絡協議会の運営を支援します。また、ボランティア連絡協議会に加入している各団体が活動しやすくなるよう、活動上の様々な相談への対応を行います。
現状及び課題等	ボランティア連絡協議会加入団体は 10 団体となっており、大洗健康福祉・長寿まつりの他、海岸清掃や県央地域のボランティア団体と交流会等の活動を行っています。今後更なる団体の加入が望まれます。
今後の取り組み	ボランティア団体の活動状況を把握し、活動を支援するとともに、各団体同士が活動をお互いに理解し協力して活動できる体制を築いていきます。また、未加入のボランティア団体に対し、ボランティア連絡協議会への加入を推奨していきます。

## 住民や地域が取り組むこと



- 地域行事やボランティア養成講座等に積極的に参加します。
- 友人や近所の方をボランティアに誘います。
- 自分のできることから地域活動、ボランティア活動を行います。
- 町広報紙や町、大洗町社会福祉協議会のホームページを見て、積極的にボランティア情報を収集します。

### 具体的施策4 関係機関との連携強化

#### 新たな計画にあたって

- 団体アンケート調査によると、町で検討する事業の担い手として活動することに対して、「関心があり、協力していきたい」が7割を超えています。
- 関係機関との連携を強化し、官民一体で地域の福祉活動を積極的に進めていくことが大切です。

#### 施策の考え方

- 町と大洗町社会福祉協議会が一体となり、地域福祉を推進していきます。
- 民生委員・児童委員や地域の福祉団体が活動しやすい環境づくりに努めます。

#### 主要な取り組みの概要

### 町が取り組むこと

社会福祉協議会への活動支援と連携強化		【福祉課】
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 大洗町社会福祉協議会を地域福祉の推進における中核的役割を担う組織として位置付け、積極的な活動展開を期待し、支援を行うとともに、連携の強化を図ります。</li> <li>▷ 定期的な会議を開催し、情報共有を図ります。</li> </ul>	
民生委員・児童委員への支援		【福祉課】
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 身近な地域で福祉に関する相談・支援を担っている民生委員・児童委員の認知度向上に取り組み、各地区に適正に配置し、活動しやすい環境づくりに努めます。</li> <li>▷ 民生委員・児童委員が住民の多様な相談に的確にアドバイスできるよう、研修会や情報提供等を行います。</li> </ul>	

## 福祉活動への支援

【福祉課】

### 取り組み内容

- ▷ 大洗町社会福祉協議会と連携し、地域で福祉活動をしている方や団体を支援します。
- ▷ 既存の制度では対応が困難な地域生活課題の解決に向けて、社会福祉法人が行う「地域における公益的な取り組み」(※)をより一層推進するため、全国各地で展開されている活動の情報提供や活動支援を行います。
- ▷ 高齢者等が日常生活において必要性を感じているサービスについて、状況把握やインフォーマルサービス(※)の情報収集等を行い、住民や民間事業者による相互協力・支援体制の構築を目指します。

## 社会福祉協議会が取り組むこと

### 生活支援体制整備事業の充実

#### 事業の概要

高齢者等の日常生活上の問題や地域課題を把握するとともに、支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、新しい生活支援サービスの開発や人材育成に努め、住民主体の地域で支え合える体制を整備します。

#### 現状及び課題等

地域課題の解決に向けたニーズや担い手の掘り起こしが必要です。また、事業の認知度が低い点も課題です。

#### 今後の取り組み

生活支援コーディネーターを中心として、本事業の普及啓発を強化するとともに、地域課題を掘り起こし、新たな資源開発に向けて住民と関係機関が連携して新しい福祉ネットワークを構築し、支え合いの仕組みづくりを進めていきます。

## 住民や地域が取り組むこと

自分たちの手でつくろう！



- 社会福祉協議会の役割を理解して、事業活動への協力に努めます。
- 自分の地区の民生委員・児童委員を把握します。
- 地域の関係者の活動を理解して、困りごと等があれば相談します。

(※) 地域における公益的な取り組み

社会福祉法人の責務として行われる、日常生活上支援が必要な方等に無料又は低額な料金で提供される福祉サービスのこと。

(※) インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。

# 第6章 策定に係る資料

## 第1節 策定協議・検討に係る資料

### (1) 大洗町地域福祉計画及び大洗町地域福祉活動計画策定委員会

#### ① 大洗町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和2年大洗町告示第14号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項の規定に基づく地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、大洗町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、12人以内とし、町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 地域福祉計画の策定に必要な調査検討を行うため、委員会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

## ② 大洗町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条の規定に基づく大洗町地域福祉活動計画(以下「地域福祉活動計画」という。)を策定するため、大洗町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について総合的な協議を行い、会長に報告するものとする。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉活動計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、12人以内で組織し、会長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大洗町社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日より施行する。

### ③ 大洗町地域福祉計画及び大洗町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

＜第1回策定委員会＞

役職名	委員名	所 属
委員長	齊藤久男	大洗町 副町長
副委員長	米川元司	大洗町民生委員児童委員協議会 会長
委員	関根正彦	大洗町ボランティア連絡協議会 会長
	遠藤久子	大洗町更生保護女性会 会長
	藤本弘幸	大洗町傾聴ボランティア虹の会 会長
	岩井正男	大洗町身体障害者福祉協会 会長
	坏 浩	大洗町高年者クラブ連合会 会長
	大山吐志	こどもの育ちサポートステーション 代表理事
	小林健	大洗町社会福祉協議会 事務局長
	成松幸樹	大洗町地域包括支援センター 所長
	馬目浩美	市民後見人養成講座受講生
柴田佑美子	大洗町議会議員	

※ 設置要綱第6条第4項に規定する「委員以外の者」

オブザーバー	小沼正人	大洗町 こども課長
	佐藤邦夫	大洗町 健康増進課長

事務局	小林美弥	大洗町 福祉課長
	関根智樹	大洗町福祉課 社会福祉係長
	坂本瑞歩	大洗町福祉課 社会福祉係 主事
	横田美枝	大洗町福祉課 高齢者支援係長
	飛田顕吾	大洗町福祉課 介護保険係長
	栗原志夫	大洗町社会福祉協議会 次長
	関根章智	大洗町社会福祉協議会 係長

<第2回策定委員会以降>

役職名	委員名	所 属
委員長	関 清 一	大洗町 副町長
副委員長	米 川 元 司	大洗町民生委員児童委員協議会 会長
委 員	関 根 正 彦	大洗町ボランティア連絡協議会 会長
	小野瀬 とき子	大洗町更生保護女性会 会長
	藤 本 弘 幸	大洗町傾聴ボランティア虹の会 会長
	岩 井 正 男	大洗町身体障害者福祉協会 会長
	坏 浩	大洗町高年者クラブ連合会 会長
	大 山 吐 志	こどもの育ちサポートステーション 代表理事
	小 林 健	大洗町社会福祉協議会 事務局長
	成 松 幸 樹	大洗町地域包括支援センター 所長
	馬 目 浩 美	市民後見人養成講座受講生
	柴 田 佑美子	大洗町議会 副議長

※ 設置要綱第6条第4項に規定する「委員以外の者」

オブザーバー	郡 司 孝 夫	郡司孝夫行政書士事務所 代表
	田 山 久 徳	居宅介護支援センターひぬま苑 管理者
	本 城 正 幸	大洗町 こども課長
	佐 藤 邦 夫	大洗町 健康増進課長

事 務 局	小 林 美 弥	大洗町 福祉課長
	関 根 智 樹	大洗町福祉課 社会福祉係長
	坂 本 瑞 歩	大洗町福祉課 社会福祉係 主事
	飛 田 顕 吾	大洗町福祉課 高齢者支援係長
	齋 藤 由 紀	大洗町福祉課 介護保険係長
	栗 原 志 夫	大洗町社会福祉協議会 次長
	関 根 章 智	大洗町社会福祉協議会 係長

## (2) 協議経過

期 日		内 容
令和 2年	12月25日	第1回大洗町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 【議題】 ・計画策定の方針について ・計画策定のためのアンケート調査について ・計画策定に伴うスケジュールについて
令和 3年	4月1日～ 4月12日	住民アンケートの実施
	8月1日～ 8月20日	団体アンケートの実施
	10月15日	第2回大洗町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 【議題】 ・計画の素案について ・計画策定に伴うスケジュール（改）について
	11月18日	第3回大洗町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 【議題】 ・計画の素案について
	11月24日～ 12月14日	パブリックコメントの実施
	12月21日	第4回大洗町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 （書面開催） 【議題】 ・パブリックコメントの結果について ・計画案について

第3期大洗町地域福祉計画・  
第2期大洗町地域福祉活動計画  
(令和3年度～令和7年度)

---

発行年月／令和3年12月

発行／大洗町・社会福祉法人 大洗町社会福祉協議会

編集／大洗町 福祉課

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

電 話 0 2 9 - 2 6 7 - 5 1 1 1

F A X 0 2 9 - 2 6 4 - 5 0 1 2

社会福祉法人 大洗町社会福祉協議会

〒311-1305 茨城県東茨城郡大洗町港中央 26-1

電 話 0 2 9 - 2 6 6 - 3 0 2 1

F A X 0 2 9 - 2 6 6 - 2 7 3 9

---

※本計画書には、赤い羽根共同募金の一部が使われています。